

第百二十三回 参議院法務委員会會議録第一二一號

平成四年三月十二日(木曜日) 午前十時三分開会

委員の異動 三月十一日 選任 萩野 浩基君

出席者は左のとおり。 委員長 鶴岡 洋君 理事 野村 五男君 林田悠紀夫君 北村 哲男君 中野 鉄造君

委員

加藤 武徳君 齋藤 十朗君 下稻葉耕吉君 中西 一郎君 福田 宏一君 山本 富雄君 糸久八重子君 瀬谷 英行君 橋本 敦君 萩野 浩基君 紀平 悌子君

國務大臣

法務大臣 田原 隆君

政府委員

法務大臣官房長 則定 衛君 法務大臣官房副長 濱崎 恭生君 法制調査部長 清水 湛君 法務省民事局長 濱 邦久君 法務省刑事局長 飛田 清弘君 法務省矯正局長

法務省保護局長 古畑 恒雄君 法務省訟務局長 加藤 和夫君 法務省人権擁護局長 篠田 省二君 法務省入国管理局長 高橋 雅二君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局総務局長 仁田 陸郎君

事務局側

常任委員会専門員 播磨 益夫君

説明員

警察庁警備局外事第一課長 奥村萬壽雄君 大蔵省銀行局保険部第一課長 北村 歳治君 農林水産省構造改善局農政部長 上木 嘉郎君 政課長 運輸省自動車交通局貨物課長 石井 幸男君

本日の會議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査 (法務行政の基本方針に関する件)

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。 本委員会は、栗村和夫君の逝去に伴い一名の欠

員となっておりますが、昨十一日、萩野浩基君が本委員会委員に選任されました。

○委員長(鶴岡洋君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行います。

○糸久八重子君 それでは、質問に先駆けまして一言申し上げたいことがございます。

○国務大臣(田原隆君) お答えします。 御承知のように、最近の犯罪情勢は、従来にも増して悪質化したり複雑化、多様化しております。

まず最初に、治安の確保及び法秩序の維持の問題なのですが、「各種犯罪事象に的確に対処するため、檢察態勢の一層の整備充実を図り」とおっしゃっておりますけれども、具体的にどんなことを大臣は考えておられるのでしょうか。

○国務大臣(田原隆君) お答えします。

設備の充実というような点を頭に置いて申し上げたわけでございますが、しかもそれを効率的に運用し、犯罪情報の収集管理態勢を充実したりして檢察活動が国民の信頼を受けるように、迅速かつ的確に行われるような態勢をつくるということが念頭にあったわけでありまして。

○糸久八重子君 檢察の定員の問題についてですが、昨年の暮れの育児休業法のとときに質問をいたしました。現在が千九十七名、欠員が八十七名と、御報告があったわけでございます。百名近い欠員を抱えている状態ですけれども、非常に忙しい部門への重点配置を行うにしても、数の絶対的な不足を補うことはできないのではないかと。四月の新規任官者はどのくらいで、欠員はどのくらい埋まるのか。そして、それを補うには具体的にどうなさろうとしていらっしゃるのか、伺わさせていただきます。

○政府委員(則定衛君) この四月に司法研修所を巣立ちます修習生の中から檢察を志望する人の数でございますが、希望といたしましては約五十名の志望者がございます。ただ、御案内のとおり、まだ司法研修所を巣立ちますためのいわゆる二回試験等も終了しておりませんので確定的ではございませんけれども、卒業を無事遂げられるということを考えますと五十名は確保できるだろうと思っております。

ただしかしながら、その五十名を迎えましてもなお御指摘の欠員をすべて埋めるといわけにはまいりませんので、檢察活動の重点的な活動ができませんように地域的な現実の配分を若干この際見直ささせていただきます。特に檢察力を強化すべき地域、具体的には東京あるいは大阪といった地域に、欠員の中ではございますけれども、現在よりも濃い人の配置を考えてまいりたいと思つてい

るわけでございます。

○糸久八重子君 経済の国際化に伴いまして、このような事犯も国際化をしております。東海銀行詐欺事件の容疑者がタイに逃亡したのは記憶に新しいことでありまして、犯罪によって生じた資金を海外へ逃避させる例も大変多くなっておりまして、「刑事司法に関する国際協力の促進」とおっしゃっておられますけれども、具体的にどのように進めていらっしゃるおつもりですか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お尋ねの刑事司法に関する国際協力の促進というものの具体的内容はどういうことを考えているかという御趣旨のお尋ねだと思っておりますのでお答えさせていただきます。

今、委員御指摘のとおり、近時、犯罪が著しく国際化しております。薬物等の密輸入事犯のように二カ国以上の国にまたがって行われる事犯とか、あるいは犯人が我が国から外国に逃亡する事犯、それから外国から我が国に逃亡してくる事犯、それから参考人その他の証拠が数カ国に散在するような事犯、こういうような適正な捜査処理のために国際的な協力が必要になってくる事犯というのが少なからず発生していることはもう御案内のとおりでございます。今後ますますこの種の事犯が増加の一途をたどるであろうということは十分予想されるわけでございます。

そこで、こういうような状況にかんがみまして、法務省の刑事局といたしましては、外務省当局等の御協力を得ながら、事件処理の必要に応じまして積極的に捜査官を関係諸国に派遣するとか、あるいは主要国の法律制度及びその運用の実情等を随時調査するとか、あるいはいろいろな機会を通じてまして外国の関係機関との相互理解を深めるといようなことによりまして刑事に関する国際協力の円滑な実現に努めているところでございまして、今後ともこれらの措置を一層充実してまいりたいというように考えているわけでございます。

○糸久八重子君 両罰規定の強化、それから法人への罰金重科に関する法務省の見解をお尋ねした

いと思えます。

○政府委員(濱邦久君) もうこれも委員御案内のとおり、各種の行政法規には法人等の業務主に對する処罰規定として両罰規定が設けられているわけでございます。

平成三年十二月二日に開催されました法制審議会の刑事法部会におきまして、法人等の業務活動に關連して引き起こされる不法事犯に對する有効な抑止力を期待できる刑罰を科する必要があるという趣旨から、法人等の業務主に對する罰金刑の多額、上限の額でございまして、多額と、それから従業者に對する罰金刑の多額の連動を切り離すということは理論的に可能であるということ、それから、切り離した場合における適正な罰金額の水準を決めるに当たって考慮すべき事項ということにつきまして指針が示されたところでございまして、従来、これも委員御案内のとおり、法人等業務主に對する罰金刑の多額というものは、従業者、行為者に對する罰金刑の多額と連動するというか、同じ位置で決められておたわけでございましてけれども、そういう連動を断ち切ることも理論的に可能であるという指針を示していただいたわけでございまして。

そういうことを踏まえまして、各省庁の法律案等に設けられました罰則に關して協議を受ける立場にございまして法務省の刑事局といたしまして、今申し上げました刑事法部会で示された指針を踏まえて今後の罰則協議に当たってまいりたい、このように考えているわけでございます。

○糸久八重子君 それでは、出入国管理行政の充実強化の面でお伺いをいたします。

要員及び施設の確保を図るとされておりますけれども、新東京国際空港の二期施設とか関西国際空港などの新規の施設向けがほとんどで、既存の施設も大変繁忙をきわめているのに業務体制の整備まではなかなか手が回らないのではないかと思われますけれども、その辺はいかがでございませうか。

○政府委員(高橋雅二君) 確かに、最近の地方の

国際化に伴いまして、過去十年を見ましても、東京、大阪以外の地方におきまして空港、特に空港におきまして出入国者数が三倍以上にふえているという状況にございます。それで、各関係地方公共団体からも、地方における出入国管理行政の強化と施設、体制の強化という要望を受けております。

そういうこともございまして、当局におきましては、委員御指摘の既存の空港を含めましてこのような地方空港の国際化等に対応するため、関係省庁の協力を得まして施設の確保、体制の整備に積極的に取り組んでいるところでございます。また、今後とも出入国審査体制の充実強化について努力していく所存でございます。

○糸久八重子君 不法就労を目的とする外国人をチェックするために厳正な入国審査を行うことはいいわけですけれども、そのために審査の手続が長くなりまして一般の外国人に迷惑をかけているというような現状があるわけですが、その辺をどう改善していらっしゃるおつもりでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 一般的に外国人の入国者数が最近非常にふえております。それに伴いまして、不法就労等を意図して本邦に上陸しようとする外国人もふえている現状にございます。

それで、そういう入国目的に疑義を持たれる者に對しましては厳正な審査を実施しているところでございまして、今、委員御指摘にございましたように、ほとんどの外国人は正規の目的を持って来られる方でございます。そういう人たちが入国の際に日本に着いて最初の印象が悪いということになりますと我が国にとっても好ましいことではないわけでございますので、そういう方はできるだけ迅速にスピードをもって審査をしなければいけないというように考えております。その関連から、来年度の予算におきましても入国審査官の増員をお願いしているところでございます。それから、電算機による審査のスピードアップというように処理体制の拡充等の整備を図っております。

速化に努めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○糸久八重子君 不法就労悪質事犯に重点を置いた摘発実施に伴って、特にそのかなめとなつておりますプロローカーとか暴力団の介在をどう防止していくおつもりですか。

○政府委員(高橋雅二君) 悪徳プロローカーや暴力団というものが外国人の不法就労を助長しまして、売春の強要とか賃金の搾取というような人権侵害事件を起こしているというケースがあることは御指摘のとおりでございます。

当局といたしましては、警察等関係機関との情報交換を密にしてこれらの悪徳プロローカーや暴力団等が絡む事案を重点的に合同摘発するなど、種々対策を講じているところでございます。

○糸久八重子君 不法就労の外国人も、景気の減速に伴って危険、劣悪な環境のもとで働かざるを得ない場合とか、あるいは職にあぶれてしまつてホームレス化してしまう場合がふえているようです。このような外国人の人権の確保とか、それから周辺住民の不安感等々についてどのように解消しようとしていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(篠田三三君) 外国人につきましても、原則的にその基本的人権が尊重されなければいけないということでは当然のことでございます。法務省の人権擁護機関といたしましては、昭和六十三年から社会の国際化と人権、あるいは国際化時代にふさわしい人権意識を育てようということを啓発活動重点目標に掲げまして、外国人の人権擁護も含めた啓発活動を積極的に展開してまいっております。

具体的な対応といたしましては、外国人のための人権相談所を東京、名古屋、大阪などに開設して常時相談に應じておりますし、またさらに、十二月の人権週間には、特設人権相談所を地方法務局においても設けたりして相談に應じております。さらに、基本的人権の侵害が具体的に起こつた場合には、人権侵害事件として所要の調査を行い、適切に対処するなど、外国人の人権擁護のた

めに取り組んできているところがございます。

なお、外国人の人権相談におきましては、相談者が不法在留、資格外活動等に当たることが判明いたしました場合でも、人権相談の趣旨、目的に照らして、国家公務員法百条の守秘義務を優先させまして、入国管理官署への通報というようなことはとらないようにして配慮しております。

○糸久八重子君 外国人に対する問題は非常に多岐にわたっておりまして、特に不法就労とそれから研修生にかかわる点に限って、関係省庁との協力関係をどのように推進していくのか、またどういった機関でどんな機関をつくって検討、協力をしておられるのか、御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(高橋雅二君) 今お尋ねの外国人研修生の入国等につきましては、これが研修の目的にかなうた研修をやっておられるのか、そのプログラムはどういうものであるのかという、そういう研修状況の把握と、それから適切かつ効果的な研修実施の確保を目的といたしまして財団法人国際研修協力機構というものを法務省、外務省、通商産業省及び労働省の共管として昨年九月設立したところでございますが、ほかの外国人研修関係省庁とも連絡をとりつつ、この機構の事業運営を推進していく所存でございます。

また、お尋ねの不法就労対策についてでございますが、これは委員御指摘のとおり、いろいろな関係機関が密接に連携して行うことが必要不可欠でございますので、先般、警察庁、労働省、それと法務省との間で局長クラスの不法就労外国人対策等関係局長連絡会議、それから本省の課長クラスで不法就労外国人対策等協議会をそれぞれ発足いたさせまして、定期的に不法就労対策等に関する情報交換や意見の交換等を実施しております。さらに、地方レベルにおいても関係機関の定期的な協議会を設置するなど、種々努力を重ねていくところでございます。また、具体的な不法就労のケースがあった場合には、合同で摘発するというような措置もとっております。

○糸久八重子君 それでは次に、人権擁護行政についてお伺いいたします。

子供権利条約の国内法整備のための立法作業についてどうなっておりますのか、お伺いしたいと思います。例えば法務省に關係のあるものというものは権利条約の二条、七条、九条、十二条、二十一条等々が関連あるんじゃないかなと思っておりますけれども、その辺はどういうような状況になっておられるのか、またどういった見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

○政府委員(則定衛君) 最初に総括的にお答えさせていただきますけれども、委員御指摘のとおり、法務省所管法令との関係では、この児童の権利条約の何項目かが検討を要するところになるわけでございます。結論的に申しますと、今回この児童の権利条約を批准いたしましたも、それに伴って法務省所管の法令について新たな立法措置を講ずる必要が生ずることとはならないというふうに考えておられるわけでございまして、個々の条項につきましてはそれぞれの所管の部局から御指摘に沿って御答弁させていただきますことにはなっております。

○政府委員(濱邦久君) 特に、刑事法制との観点から若干の御説明を申し上げさせていただきますかと思っております。

児童の権利条約と現行法制との関係について見ますと、条約十二条の児童の意見表明権、あるいは三十七条の児童と成人との分離、それから三十七条及び四十条の児童に関する刑事手続及び少年審判手続上の諸権利の保障、これらの各点を中心に検討を進めてまいっているところでございますが、お尋ねの現行刑事訴訟法あるいは刑事訴訟規則、少年法及び少年審判規則等におきまして、またはこれらの法令等に基づく実務上の運用によつて実質的には保障されているというふうに考えているところでございます。

○政府委員(清水滋君) 児童の権利条約の批准に伴う民事局関係の法令につきましても、種々の御

指摘がされたこともあるわけでございますけれども、結論的に申しますと、私どももいたしましては、現段階におきましてこれを批准するために民事法関係について所要の法律改正をするというようなところはないうふうに考えている次第でございます。

また、委員、後で御質問があるのかもしれないけれども、例えば児童の権利条約第二条の関係で出生による差別の禁止の条項がございまして、これが例えば民法の規定によります相続分、嫡出子と非嫡出子の相続分が平等でないというふうな現在の民法の規定と抵触するのではないかと、この御指摘が一部にございまして、この非嫡出子の問題につきましては、相続につきましても本条約に掲げる権利に当たらない上、実質的にもこのように差別を設ける合理性があるというわけでございまして、条約には反しないというふうに私どもは現段階において考えているわけでございます。

そのほか、第七条の国籍を取得する権利との関係におきましても、現行の国籍法は抵触する点はないというふうに考えている次第でございます。

また、条約第十二条の司法手続等における児童の意見表明の問題、これは民事訴訟とか人事訴訟の関係におきまして問題になる点があるかどうかという点も検討したわけでございますけれども、現行法上これに抵触する部分はない、こういうふうな結論に到達いたしている次第でございます。

○政府委員(則定衛君) 付加的に二点ほど御説明させていただきますと思いますが、一つは、児童の権利条約の第九条で親子が分離されない権利というのがございます。それから第十条に、家族の再統合のための入国の配慮というのがございます。これらにつきましては、入国管理行政上の強制退去あるいは入国の際の許可等につきまして、場合によってはこの新条約、児童の権利条約の当

該条項が問題になるのじゃないかという観点で検討いたしました結果、これらにつきましてはその条約の条文が策定されます経過等にかんがみまして、入国管理行政には及ぶものではないということとが判明しております。

しかし、条文上は必ずしも明確ではございませんので、今申しました二点につきましては、解釈宣言をいたしました上で、日本国政府としては入国管理行政上、当該条項が適用されるものではない、あるいは拘束的な効果、つまり親子が統合するという場合にそれが入国管理の審査にかかわり得る場合、場合に結局的にそれを許可する義務が生ずるといふものではない、そういう解釈宣言をさせていただきますという点が一点でございます。

それからもう一点は、刑事上の面でございますけれども、条約の第三十七条の(イ)項に規定されておりました、この条約におきます児童と申しますのは十八歳未満の者ということになっております。一方、我が国の少年法等におきますいわゆる少年といふのは、御案内のとおり、二十歳未満ということになりますので、十八歳を超え二十歳に満たない者につきましては、例えば少年院で十八歳以下の者と一緒に取り扱われ改善教育を受けるといふ場合がございまして、この条文につきましましては批准に際しまして留保をさせていただきますという措置をとることとしております。

○糸久八重子君 権利条約についての法務省の見解はわかりましたが、現行法の上でいって、この観点で申し上げますと、これから私が質問する内容によつてまた変えざるを得ないような状況もあるのかもしれないと思いますが、それはまた後に譲っておきたいと思っております。

それでは、次の問題に入らせていただきたいと思っております。

最近、結婚しても昔の名前のままの女性が非常にふえ続けております。特に働く女性たちの中で、結婚しても旧姓のまま働きたいという人たちがふえているわけですが、職場では男性と対等に働くよ

うになるにつれて姓を変えたいということが仕事を続ける上でも不利と感じているからでございませぬ。民法七百五十条は、夫婦同氏、同姓の強制を規定しておるわけですが、この夫婦同氏の強制によりましていろいろ問題を生じております。まず第一に、結婚するとどちらか一方が必ず氏を変えなければならぬということ、それを望まない人にとつて著しい苦痛となります。

第二に、氏を変えることが不便、不利益につながる可能性があるわけですが、例えば、職業を持つてゐる人、あるいは社会的活動を続けてきた人にとつては結婚前の信用や実績が断絶されてしまふなど著しい不利益が生ずるわけですが、また、氏の変更に伴つて、例えば運転免許証とか健康保険証等、多くの書類について変更の手続が必要となります。

三番目に、民法七百五十条は、夫の氏、妻の氏のみならず、夫も妻も一見中立的なものとなつておるわけですが、現実には、一九八七年度の人口動態調査の結果を見ても九七・八％の女性が結婚の際に氏を変えていたという現状があります。このように女性のほとんどが結婚により氏を改めてゐることは、戦前から家意識が国民の中に根強く残つてゐる結果であらうと思ひますし、また女性が夫や夫の家族と対等な関係を築いていくことを困難にし、そして女性差別を助長することにもつながつてゐる、そう思うわけですが。

この夫婦別姓、氏を変えたいということですね。昨年三月、久保田委員の質問に対しまして民事局長から、法制審議会民法部会身分法小委員会での後の検討課題として夫婦別姓制度の問題も含めて婚姻あるいは離婚に関する問題が論議されるであらうと答弁をされていらつしやいます。その後一年を経過してゐるわけでありませぬけれども、現在の審議の状況とか今後の見通しについてどう把握していらつしやいますか、お伺ひいたします。○政府委員(清水滋君) 夫婦の氏の問題につきましては、先生御指摘のとおり、現在は七百五十条

という規定で婚姻の際に夫の氏にするか妻の氏にするかどちらかを選ぶということになつておるわけでございます。恐らく、この規定は昭和二十二年からでございますけれども、新憲法の施行に伴ひ、当時における社会の実態というものを踏まえてこのような規定にされたというふうに考へてゐるわけでございます。

その後、御指摘のようなこれだけにとられず婚姻の際に夫婦が別氏であつてもいいのではないかとというような、あるいはそういう制度も導入すべきであるというような御意見が各方面から出てまいつたわけでございます。そこで、法制審議会におきましては、昨年一月以来、これは法制審議会の中に設けられております民法部会の身分法小委員会というところでございませぬけれども、民法中の婚姻及び離婚に関する規定の見直し作業というものを進めてまいりました。検討の対象範囲はとりあへず民法第四編第二章婚姻という章があるわけでございますけれども、具体的には七百三十一条から七百七十一条までの規定全部につきまして、この民法、戦後の新憲法を受けての民法制定後のいろいろな問題を洗い出してみようということをしていましてございませぬ。

現在、この作業を継続中でございまして、婚姻の要件、効力の問題、この中には婚姻年齢の問題とか、あるいは待婚期間についての問題、それから夫婦の氏の問題、こういうような問題も当然入るわけでございますけれども、そういう問題、それから離婚の要件とか効力の問題、夫婦財産制の問題、それから離婚に伴う子の監護、扶養の問題、こういうような問題につきまして問題点を整理いたしております。

私どもの現在の希望といたしましては、今年じゆうにそれぞれについて問題点を整理いたしまして、これを外部に公表いたしまして関係方面の御意見をいただくということを考えております。そういう意見をいただきまして、それを踏まえてさらに審議を続けまして具体案を作成する、こういうことにはいたしたいというふうに考へ

ている次第でございます。

○米久八重子君 夫婦別姓問題は過去三回ほど法制審議会で検討の俎上につつたと承知をしております。

一九五五年、五九年の審議では、夫婦異姓を認めるべきか否かについてはなお検討の必要があるとして留保してゐる。それから、一九七五年の論議では時期尚早とされたと同つております。法制審の過去のそういう経過があるわけですが、とにかくこの夫婦別姓の問題については非常に要求してゐる人もふえてゐるという現状の中で、今年じゆうにはいろいろ問題点を整理してということなんですが、やはり早くにこの問題は整理をし、そして結論をつけていただきたい、そのように思つております。

一九五〇年代から婚姻によつて夫婦いづれか一方の氏が当然に変更という現行制度に不便を感じてゐる人が次第に多くなつてきてゐるという、そういう認識が法務省側にもあるようですが、その後四十年近い年月が経過してございまして、この間国民の意識、それから女性を取り巻く社会環境も大きく変化をいたしました。特に女性の社会進出は非常に目覚ましく、今や女性の労働力なしには日本の経済社会は成り立っていないという状況でございます。そして、労働の担い手としての働く女性の地位は社会的にも大変高まつてきております。それだけにこの姓の問題は、今や社会的に個人を特定する手段として単なる戸籍編纂さんの便宜上の法律の必要性の観点からだけではなく、男性でも女性でも一人の社会人として生活を全うしていくための個人の固有の権利の問題として対応が求められる時代になつてゐると思つております。したがつて、この氏の問題も社会経済の変化に伴つて当然速やかに検討されるべき問題だと思ひます。

女性を取り巻く経済社会の変化について、大臣の御認識を伺わせていただきたいと思ひます。○國務大臣(田原隆吉君) お答えします。ただいまのお話は身分法のことだと思ひます

が、これは要するに夫婦、親子等の関係の問題でありまして、非常に感情的な問題を取り上げなければいかぬわけで、ただ一律に理屈だけでなかなか論じられないという面がありますので非常に難しい問題だと思ひますけれども、基本的には男女の平等とか個人の尊重という日本国憲法の理念に従つて適切に対処するのが一番いいことである、またそういうしなければならぬ、そういうふうにご考へております。

○米久八重子君 法制審議会についてお伺ひをいたします。法制審は合議体である以上、その構成メンバーは審議の動向に大きな影響があると思ひます。そこでお伺ひいたしますけれども、法制審議会の委員数とそのうち女性委員はどのくらいおいでになるのか、それから民法部会の委員数と女性委員はどのくらいおいでになるのか、それから身分法小委員会の委員数と女性の委員数はどのくらいになるのか、お伺ひをさせていただきます。

○政府委員(濱崎泰生君) まず、法制審議会、これは全体会議のことを總會というふうにご呼んでおりますので總會というふうにご説明させていただきますが、總會の委員の数は現在総数が二十七名でございまして、女性委員は二名でございませぬ。

なお、経過を申し上げますと、平成元年までは女性委員はおられなかつたのでありますが、平成二年に一名、平成三年に一名お願ひをいたしまして、現在二名になつてゐるわけでございます。それから、民法部会の委員の数でございますが、総数が三十二名でございまして、そのうち女性委員は三名でございませぬ。

なお、小委員会につきましては、これはちよつとあらかじめ付言させておいていただきたいんですが、總會、部会は法制審議会令に根拠を持つ正規の組織でございますが、小委員会というものは、これはあくまでも部会の審議の御都合によりまして部会の御判断で設置され、その構成メンバーについても、その小委員会のテーマとか、それから部会のとときの御事情等によつて部会の御判断

で示されるものでございまして、極めてそういう意味では流動的なものであるということをおぼろげに申し上げておきたいと思っておりますが、民法部会の身分法小委員会の委員は現時点で二十名でございまして、先ほど申し上げました民法部会の女性委員三名はすべてこの身分法小委員会に属しておられます。

○糸久八重子君 審議会で重要なことは公平な審議そのものですけれども、やはり男女の構成比も大切な要素だと思います。女性委員数が二十七名中二名、三十二名中三名、二十名中三名と非常に少ないこのような実態では、ほとんど改姓を余儀なくされている女性の意見や立場、それから実態が審議会に反映されるのかどうか大変心配をしております。

○政府委員(清水道君) この身分法の問題につきましては、これは先ほど大臣からも御答弁ございましたように、社会の現状とか習俗とか国民感情というものと非常に密接に結びついているわけでございます。そこで、先ほど申しましたように、問題を公表して国民各界各層の意見を広く求めるということをごからの作業として予定しているわけでございます。

また、それと並行いたしましたして、例えばこの夫婦の氏の問題につきましては、平成二年でございまして、総理府で世論調査をしていただいております。そのときの結果で申しますと、こういう別姓制度を導入するのは反対であるというものは五二%でしたかと思っております。賛成であるというものは三〇%ぐらいだったかと思っておりますけれども、そういうような数字も平成二年度の世論調査では出ているわけでございます。

世の中が非常な勢いで変貌を遂げておるとい

状況もございまして、その後の状況というものがまた変わってくるということは当然あるわけでございます。私どももいたしましては、そういう問題点が整理された段階でそれぞれの問題を明確にして、また改めて何らかの方法で国民一般の方々の御意見も広く聞くというような機会を設けたいというふうに考えている次第でございます。

○糸久八重子君 かつての国会審議の中で、国民の、仮に女性の割合がもう少しということになればこれは無視できない数字だということも御答弁も実はいただいております。そういうことから言えば、今の三割の人たちがそういう気持ちを持つておられるということは、これは大変な数字だ、そのように思うところでございます。

○政府委員(清水道君) 法制審議会におきましても、婚姻法、婚姻の要件、効力、離婚の要件、効力、離婚の手續等の問題でございまして、これが昭和二十二年に改められて以来、一部の手直しは若干その過程において行われておりますけれども、基本的な見直しはされておらず、こういうことから今回の見直し作業に入ったわけでございます。その前提には、やはり先生御指摘のように、社会経済情勢が大きく変動しております。そういう変動の実態というものを正確に把握して、それを法制に反映させる必要があるということでございます。

○政府委員(清水道君) 法制審議会におきましても、婚姻法、婚姻の要件、効力、離婚の要件、効力、離婚の手續等の問題でございまして、これが昭和二十二年に改められて以来、一部の手直しは若干その過程において行われておりますけれども、基本的な見直しはされておらず、こういうことから今回の見直し作業に入ったわけでございます。その前提には、やはり先生御指摘のように、社会経済情勢が大きく変動しております。そういう変動の実態というものを正確に把握して、それを法制に反映させる必要があるということでございます。

民法、親族、相続法というものは戦後全部改めら

れたわけでございますけれども、しかしながら、その後またいろんな考え方が男女の平等ということについてもあらわれてきておられるわけでございます。そういうものを踏まえましてこの法律の見直し作業をしようということでございます。

○糸久八重子君 この夫婦の姓について、外国の法律というのはどうなっておられるでしょうか。夫婦同姓を法律で強制している国というのは、日本以外にございませうか。

○政府委員(清水道君) この夫婦の姓の問題は、本間に社会の習俗、歴史、伝統というものが背後にあるわけでございます。それぞれいろんな法制をとっております。具体的な中身を見ますと、またそれぞれ若干ニュアンスが違ふ、同じような法制でありながらニュアンスが違ふというところもあるわけでございます。

一般的に申しますと、欧米諸国では婚姻によりまして妻が夫の氏を称しておられるのが普通でございます。また、妻が婚姻以前の氏をそのまま使用することも認め、同姓とするか、あるいは別姓とするか、その選択を認めているという法制の国が多いというふうに言っていると思っております。イギリス、アメリカ、フランスがその主な例でございます。それから、これらの国では夫の氏と妻の氏を結合した氏を氏として用いる、妻の氏と夫の氏を一緒に一個の氏として用いるというふうなこともできるというふうな例もございます。また、イタリアとかブラジルなどのように、婚姻によって夫の氏には変更がない、しかし妻は自己の氏と夫の氏を結合した氏を使用する、こういうふうな例もございまして、例えは韓国でございまして、妻が

夫の氏を称したい、夫の氏に変わりたいと思ってもこれは変えることができない、こういうような法制になっているようにございまして、それから、夫婦は同姓でなければならぬというふうな国といたしましてはスイスとかインドがございまして、これらの国では夫婦は夫の氏を称するというのが通常でございますけれども、スイスにつきましては妻が自己の氏を夫の氏の前に置いて用いることもできるというふうな例もございまして、その例もございまして、

夫の氏を称したい、夫の氏に変わりたいと思ってもこれは変えることができない、こういうような法制になっているようにございまして、それから、夫婦は同姓でなければならぬというふうな国といたしましてはスイスとかインドがございまして、これらの国では夫婦は夫の氏を称するというのが通常でございますけれども、スイスにつきましては妻が自己の氏を夫の氏の前に置いて用いることもできるというふうな例もございまして、その例もございまして、

○糸久八重子君 お話によりまして、夫婦同姓を法律で強制している国というのはどうも日本だけらしい、そんな感じがいたします。日本もいろいろ調べてみますと、もともと夫婦別姓の国であったようですね。例えば、北条時政の娘政子が源頼朝のところにお嫁に行つた、結婚したけれども、結局北条政子という形で通つていたということもありません。

○政府委員(清水道君) 先生御指摘のように、婚姻法をして戸籍上はどちらかの氏になっているわけでございますけれども、通称として婚姻前の氏を称するということもケースもかなりある。それから、氏が変わるということも避けるために事実婚という状況で過しておられるというふうな例もございまして、あるいは新聞、雑誌等にもそのような記事が出ておられることは承知しているわけでございます。

○政府委員(清水道君) 先生御指摘のように、婚姻法をして戸籍上はどちらかの氏になっているわけでございますけれども、通称として婚姻前の氏を称するということもケースもかなりある。それから、氏が変わるということも避けるために事実婚という状況で過しておられるというふうな例もございまして、あるいは新聞、雑誌等にもそのような記事が出ておられることは承知しているわけでございます。

ただし、事実婚の方はこれは届け出がないわけですから、これを統計的に把握するということが不可能でございます。それから通称につきましては、これは一種のペンネームというわけではないと思っております。そういう事実上の使用の問題でございますので、これも私もとして統計的に把握することとは困難でございます。しかし、そういう事実があるというような話はいろんな機会に私も聞かされております。

○糸久八重子君 最近、企業の中に結婚した女性社員の使用を社内規定に盛り込むところが始めておるようです。自分の名前を大切にしたいと、これを拒否して、社会の決まりを理由にあえて本人の希望を拒否して戸籍上の姓の使用を強制することをおかしさを指摘する声も企業の中で出てきています。

○政府委員(清水滋君) 企業内における通称使用と申しますか、戸籍上の氏とは違ふ従前の婚姻前の氏を通称として使用するという例がふえているという御指摘でございますが、私もそういうふうなことにしても確かにございませぬ。恐らくそういうふうなことが背後にあつて、それが夫婦の選択的別姓制度の導入というのを押し上げると申しますか、そういうものの実現を要求する一つの社会的な背景になつておるのではないかと、具体的に推測はいたすわけではございませんけれども、どの程度、どのような状況であるかということ

は、いろいろな職場や職種で通称使用を認めるところが出ておりました。私もちょっと調べてみましたら、例えば朝日新聞社とか富士ゼロックス、それから丸井、ソニー、日本アイ・ピー、エム、リクルート、沖電気等々が挙げられております。企業内の旧姓使用というのは時代の波としてますます広がらうと云う感じがいたします。この事実について法務省はどういう御見解をお持ちですか。

ちよつと私もとしては把握できない状況にあるわけでございます。

○政府委員(清水滋君) 通称方式を認めた場合に、法務省当局としてどういふ点が一番ネックになると考えられますか。

○糸久八重子君 仮に、夫婦別姓の選択を法律上規定した場合に、現在法務省が所管している法律のうち、どのような手直しが必要になりますか。

○政府委員(清水滋君) この夫婦別姓制度、つまり選択的別姓制度の導入ということにつきましては、その導入の仕方につきましてもいろいろ意見があるわけでございます。何と申しますか、軽いついといふとと語弊があると思つて、非常に簡単な形で導入するという考え、あるいは民法の定める氏というものの根幹に触れるような形で導入の仕方、いろいろな段階があるわけでございます。そのようにならざるを得ないかといふことによつて、また民法の規定をどういふふうにするかということも変わってくるわけでございますけれども、私も一応、例えば先ほど御指摘の民法の七百五十条、これはもう当然改正しなければならぬということになるのではないかと。

それから、離婚をした場合に復氏をするという、これについては先般一部の修正的な改正はござい

ますけれども、七百六十七条の規定とか、あるいは子の氏をどうするかという問題、それから民法の規定をどうするかという問題、それからさらに波及して養子の氏をどうするか、例えば別姓の夫婦が養子をした場合に、その養子の氏はどうするかという問題、いろいろ細かい検討をまいると、相当広範囲にわたる氏に関する規定の改正が必要になるのではないかと、さらに引き続き、戸籍につきましても所要の改正ということがやはり問題になり得るであろうといふふうな考えをしております。

○糸久八重子君 最近、この法務委員会にかかる請願としては、夫婦別姓の選択制を求めるものが一番多いわけですね。法制審の結論が早く出るようこれを期待したいのですが、なかなか進まない感が否めない状況でございます。

今局長お話しのとおり、一九七六年の婚氏統称号を認める改正が行われまして、離婚の際には氏を維持すること、もとの姓に変えることの選択が設けられたわけでございます。結婚の出口でこのような選択肢が認められるのであれば、そもそも結婚の入り口でもやはり氏を変えることとか、それから維持をすることとかの選択ができるようにすることは合理的な考え方ではないかといふふうに思つておるわけでございます。特に、現代は家族とか結婚、夫婦などについて多様化した価値観があるんですね。法律はその多様な価値観の存立を認めるものであることが必要ではないかといふふうに考えます。

私も社会党は、今国会中に夫婦別姓のための法律案を提出すべく現在準備中でございます。法制定を早めるため、それから夫婦別姓の今までの論議について大臣の御所見をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(田原隆君) 感情の問題ですからなかなかそれも整理して申し上げにくい問題だと思つて、感情的に理屈だけではないかといふ意味で感情を申し上げた意味もあるし、また確かに感情そのものであるというものもあつて、私は法律家ではございませぬから、余り深く突っ込まれると答弁も少しなにごさいます。ただ先ほど一例として申し上げましたように、結婚するとき、当然同姓になつてくれると思つていた片一方の親が、別姓を希望したら何かちよつと白けた気持ちになるような場合もあるのではないかと、何も思われない人もおるのではないかと、世の中多種多様な方が多うございませぬから、そういう意味で申し上げたわけでございます。理屈だけではいかな面があるのか今困つておるのじやないかといふのが説明の趣旨でございます。

○糸久八重子君 ありがとうございます。

○糸久八重子君 最近、この法務委員会にかかる請願としては、夫婦別姓の選択制を求めるものが一番多いわけですね。法制審の結論が早く出るようこれを期待したいのですが、なかなか進まない感が否めない状況でございます。

今局長お話しのとおり、一九七六年の婚氏統称号を認める改正が行われまして、離婚の際には氏を維持すること、もとの姓に変えることの選択が設けられたわけでございます。結婚の出口でこのような選択肢が認められるのであれば、そもそも結婚の入り口でもやはり氏を変えることとか、それから維持をすることとかの選択ができるようにすることは合理的な考え方ではないかといふふうに思つておるわけでございます。特に、現代は家族とか結婚、夫婦などについて多様化した価値観があるんですね。法律はその多様な価値観の存立を認めるものであることが必要ではないかといふふうに考えます。

私も社会党は、今国会中に夫婦別姓のための法律案を提出すべく現在準備中でございます。法制定を早めるため、それから夫婦別姓の今までの論議について大臣の御所見をお伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。



○瀬谷英行君 別姓にしようと言ったら白けたな  
んということだったら、そんな白けるような相手  
と結婚しなきゃいいんですよ。そんなに難しい問  
題じゃなからうという気がするんですよ。

だから、法律家じゃないけれどもというふう  
に大臣言われたが、法律家じゃなくたって法律家  
上の政治家なんですからね。これは姓なんとい  
うのは社会生活上の便宜のために起っている符  
号なんです。そんなにこだわることはなからうと  
いう気がするんですよ。だから、世間一般別姓  
の方が便利でいいじゃないか、離婚のときに簡単  
だといふのは話は別ですけども、いろいろと考  
えてみて差しさわりのないということだったら法  
律的な検討をさせてもいいだろうというふう  
に私は思います。その点、どうですか。

○国務大臣(田原隆君) 繰り返すようござい  
ますけれども、理屈でいかな面があるから今日  
まで長引いておるといふのが実情であり、法制  
審議会等でもやはりそういう問題を考慮されて  
いるのではないかと私は思うのですが、しかし  
時代の方角はそつちへ向いているのじゃないか  
、そのように考えます。

○瀬谷英行君 その話はこのくらいにしまして  
、指紋制度の問題について私ちよつと質問し  
たいと思います。

前々から問題になっているんですけども、外  
国人登録法の問題で指紋が随分前から問題に  
なっています。私は今さら指紋なんか押させ  
てどうするんだらう、こういう気がするんです  
。聞くところによりますと、法務省と警察庁  
でもって意見が違っておつたと、どちらかと  
いうと警察庁の方がこの指紋制度には固執を  
しているわけなんです。

になつてはいるか、どのように問題があるとす  
ればいいのか、その点をお聞かせ願いたいと思  
います。

○政府委員(高橋雅二君) まず、私からお  
答えいたします。

指紋押捺制度は、今先生御指摘のとおり、  
外国人登録法におきまして登録しなければなら  
ないことになつておる外国人のうち一年以上  
滞在する方について適用される制度でござい  
ますが、これは、指紋が人物の同一性を確認  
する上で最も有効な手段であるということにか  
んがみまして採用されているところでございま  
す。それで、登録の正確性を維持するとともに  
、指紋を外国人登録証明書に転写することに  
よつて登録証明書の不正使用や偽造を防止す  
るというふうなことにしたものでございま  
す。現時点においてもその有効性と必要性は  
変わりないというふうにお考えいただくとす  
べからうと思つております。

○瀬谷英行君 現時点においてもその必要性は  
変わりないというふうなことを言われましたん  
ですけども、今度は大臣にお聞きします。

○国務大臣(田原隆君) 私も、同一人を確  
認する手段が必要としたら、指紋が今までの  
経験上と申しますか何と申すか、例えば捜査  
などにおいて指紋をとることが一番同一人の  
確認の簡単な手段であり正確な手段であるとい  
うふうにお考えになるのか、お聞きしたいと思  
います。

○瀬谷英行君 そんなことを言うなら日本  
人全部の指紋とれば一番犯罪捜査上は便利だ  
といふことになつちまう。在日朝鮮人とか  
台湾人とか一部の人に限つてなぜこの制度  
を維持しなきゃならぬのかといふことの理  
屈が立たないような気がするんですけども、  
その点どうですか。

つきましては指紋押捺にかわる新しい制度を  
設けることといたしまして、外国人登録法  
の一部を改正する法律案を提出したところ  
でございます。

この法律案の考え方の新しいシステムと  
申しますのは、鮮明な写真と署名、それから  
一定の家族事項を登録していただくことによ  
つて指紋にかえていくこととございませ  
ん。日本の社会に定着性の強い永住者、特  
別永住者、今先生おっしゃいましたいわゆる  
在日韓国人とかそういう方々でございま  
すが、そういう方々でございませぬ、有効  
である。しかし、定着性が認められない  
方々については、やはり今申しましたよう  
に、この指紋押捺制度を適用していくこと  
でございます。

○瀬谷英行君 定着性が認められるとか  
認められないとかいふお話がありましたけれど  
も、もう国際化時代でもなつてい  
るんな人が最近日本に入つてくるようにな  
つたんです。昔は外国人といふと英語を使  
う人、英語が通用する人といふふう  
に大体限られていた。近ごろは外国人とい  
ふいろいろな人が入つてきておるからな  
い。

例えば、電車の中で最近よく見かけるん  
ですけども、鼻が高く、面長で色が黒いとい  
う人で英語は使っていない、こういう人  
が随分多くなりました。それから、東京周  
辺だつて、国籍がわからないんです、我々  
には、どこの国の人だか。それから、女の  
人だつて、ついでの間も私は、何かクラ  
ブだかキャバレーだかのチラスシなん  
です。フィリピンの女性が皆さんをサー  
ビスしますといふようなことが書いてあ  
る。それで、ああなるほどこの人はフィ  
リピンかな。要するに小柄で丸顔の女  
性が今度、面長の高い外国人がたき  
さん乗つておられる。全然国籍がわ  
からないんです。一体この人たちは何  
の目的で日本に来て何をやって生活  
しているんだらうか、見当がつかない  
といふことがあるんです。そういう人  
たちがふえていくといふことは現実  
の問題なんです。

○政府委員(高橋雅二君) 今、先生御  
指摘の点に關しましては、いわゆる特別  
永住者及び永住者につ

つきましては、その人たちがちゃんと指  
紋をとつておるんですか。

○政府委員(高橋雅二君) 我が国に在  
留する人たちが外国人登録をしなければ  
ならない人は、九十日を超えて三  
カ月以上滞在する人たちは一年以上  
滞在する人たちでございませぬ。したが  
いまして、観光とかそういう目的で短期  
滞在の人たちからは指紋もとつておりませ  
ぬし、外国人登録の必要もございませぬ。

○瀬谷英行君 観光ビザで来てつと長  
く滞在するといふケースも多いように聞  
いておるんですけど、その点どうですか。

○政府委員(高橋雅二君) 不法残留の  
場合で多くの摘発したケースを見ますと、  
観光といひますか、短期滞在で来てその  
まま残つておるといふのが非常に多いとい  
うことは事実でございます。

○瀬谷英行君 そういう人たちは、要する  
に指紋をどうとらぬか、どういふふう  
に指紋をとらぬか、いふことがよくあ  
るわけなんです。それなのに、永住して  
日本人と同じような生活をしてい  
る在日の韓国人・朝鮮人は台湾の人  
たちからは指紋をとるなんといふのは、  
これは不合理だといふような気がしま  
す。

い要望があるし、何かこれは有形無形の差別をしていよう感じがしないでもない。だから、なかくも済む問題、必要のない問題をいつまでも存続をしようというのではどうかという気がするんですね。こういう問題についてはやはり大臣が判断をして、そしてこれは要らないというふうに認められるものはやめてしまおうということの方がいいだろうという気がするんですね。

これは、役人は従来の法律にしがみつくといい人たちがかなり多いからこういう問題が残っているんで、その上に立つ政治家としては要らないものは要らないでやめてしまおうという方向に行つた方が私はさっぱりしていいと思うんですがね。そこら辺の判断ができるかできないかということが大臣が大物かどうかということの判断にもなるんですからね。どうですか、大臣。

○国務大臣(田原隆吉) 大臣といえども、やはり法律で定めることでありますから法理論的にいろいろ詰めて、各省間の協議がなされてしかる後に判断を下さないと、いろいろ論点が分かれておるままで結論は下せないわけでございまして、法律を定める手順からいいますと、事務次官会議があつたり、閣議があつたりするときに、そこで結局一人の判断で決まらない場合が恐らく多いだろうと思つたので、やはり通常こういう行政的な法律については専門家同士で話し合つて、納得がいつて、そして判断を下すのが私の仕事ではないかと思つております。

○瀬谷英行君 例えは、外務省と警察庁と意見が対立したというようなことがある。そういう場合には、大臣の方でやはりどちらの意見がいいかというところを考へて、相撲じやないけれども軍配をどつちかに上げなさいかぬ。その場合に、要らないものはこれはもうやめだ、要るといふ主張についてもちょっとこじつけがましいと。しかも新しい方法がある、写真にしても署名にしても、私は写真とか署名の方がはるかにこれは方法としては新しいなと思つたよ。

よく今でも犯罪事件があると警察官が一生懸命に指紋をとつていける写真がニュースなんかに出てきますけれども、あれをとつて、いろいろと照合するなんというのは大変なことだと思つたよ。写真の方がよっぽど手取り早いものですから。だから、古い制度というものは、私は指紋なんというものは、これは昔からの制度だろつと思つたよ。今のうちに署名なんということまで考へてつかない時代のことじやないかという気がするんですけれども、それを考へるならば指紋にこだわるというものはもう既に時代おくれだ、こういう気がいたします。したがつて、時代おくれであると判断をした以上は廃止の方向に向かうということの方がいいという気がするんですけれども、私の今言つたことについての大臣の見解はどのようなものかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田原隆吉) 今先生のおっしゃつたことも一つの見識であり、御立派な意見であらうかと思つたよ、私は、人を特定するのに一番簡単で一番正確で一番確実な方法はやはり指紋であらうと思つたよ。

写真の場合を例にとりますと、永久不変の写真というのはなかなか技術的にも困難なことでありますし、また筆跡といつても、これはなかなか微妙な変化があつて、専門家が相当それに取組んで鑑定しても間違つた確率が少しはあるというやうなことを考へてみれば、指紋にまさるものは今の技術上はないだらうと思つたよ、ただ、どちらがいいかというときに法務大臣が結論を下せつたということも少し酷ではないかと。それぞれの、外務省にもその他にも大臣がいて、それぞれが一致して事務的討論の後に大臣の討論まで持ち越されて、そこで結論を出すということになればそれは三人で話し合つていかなければいかぬし、その三人がなかなか一つの意見にならないときは総理が結論を下すかというやうなことになる、法律実務上やはり実務家がしつかり話し合つて、そして今日のようにこういう結論が出た方がよほど私は将来の運営にいつてもうまくいくのではな

いか、そういうふうな考へておられます。○瀬谷英行君 指紋が一番いいと言つけれども、近ごろテレビの犯罪物がよく出てきますが、気のきいたやつは手袋をはめてやりますよ。手袋をはめるといふ指紋が残らないんです。顔は年がら年じゆう覆面して歩くわけにはいかなないですか、これは、そうすると、どつちの方がやりやすいかというところ、やっぱり写真の方が判定しやすいですよ。そのうち変わるつたつてそう簡単に変わるものじやないですよ。しわだつて十年以上かからなさいやふえないですからね。

そういう点を考へると、私は指紋というのが昔ながらのやり方であつても古いと思つたよ。外務大臣とも相談しなさいかぬというけれども、今の外務大臣なんつていふのはそんなことにこだわりそうなんじやないやうな気がするんですかね。それは別として、ともかくこれらの問題、古いしきたりといふものは私は改めたいつて、やめた方がいい、やめても構はないといふものはほとんどやめていくといふことを希望したいと思つたよ。

それから、非常に大臣は答弁に慎重だけれども、自分の意見だつて思ひ切つて出していいんですよ、あなたの首には影響しないから。だから、さっきの夫婦別姓の問題だつてそうすよ。こんなことはそんなに難しいことでもないし、感情問題なんていつたつたか知れてるし、結婚をして昔の名前で—昔の名前で出ていますなんていう歌もあつたすね。こんなことはこたわることじやないといふやうに思つたよ。

そこで、どうもいろいろ古いしきたりやら何やらにこたわつておられるやうなので、古いしきたりといふんですか、感覚がもう既に昔と今じや違つておるといふ問題についてちよつと触れてみたいと思つたよ、少年法なんすよ。少年法といふのは、この法律の二条でもつて二十歳に満たない者を少年だといふんですね。二十歳を超えつたといふ成人だと。これなんか現実には合わないといふ気がしませんか。少年といふのは、

大臣なんかの年配の人は覚えておると思つたよけれども、昔少年といふのは中学生ぐらいの者を言つたんですよ。雑誌にだつて、少年倶楽部なんつていふのがあつた、これは大人の読む本じやなかつたんです。したがつて、少年法が二十歳といふところで区切つていふのは非現実的だといふやうに私は思つたよ、その点はどうですか。

○政府委員(濱邦久君) 若干法律論も含めて具体的な問題になるかと思つたよ、私の方からお答えさせていただきますと思つたよ。

委員おつしやいましたよ、現行の少年法は二十歳未満を少年としていふわけでございまして、この点だけではもちろんございませぬけれども、少年法改正の問題につきましては、今、委員御指摘の点を含めましていろいろ御意見があることは仰せのとおりでございます。

これも委員も十分御存じのとおり、少年法の改正につきましては昭和五十二年六月の法制審議会の答申を受けまして、関係機関等との意見の調整を続けてきたところでございまして、ただ、その間に少年非行の情勢に相当の変化が見られるといふことも事実でございまして、また、少年法の改正は次の時代を担う少年の健全育成の上で極めて重要なことであることは申すまでもないこととございまして、できるだけその改正の方向を決めるに当たつては大方の合意を得てこれを實現することが望ましいといふことも申すまでもないところでございまして、この具体的な改正の問題点等につきましてもお尋ねがございしましたら、また後ほどお時間があれば御説明させていただきます。いづれにいたしましても、各般の御意見についても十分考へてお聞きながら検討を今後とも進めてまいりたいといふやうに考へておるのが実情でございます。



殺人、強盗、放火、こんなことをやっているのが出てきます。しかも全く例の少ないことじゃない。結構この十九歳の十八歳だのという未成年の者で犯罪の点では一人前以上のことをやっているんです。こういうのが少年法の適用だなどというのばかばかしい話だという気がするんですよ。

だから、そういう社会全般の事例を考えてみた場合、未成年者というのは悪いことをしないというふうには決まっています、事実そうならば話は別だけれども、今のうちにこんな法律の存在の有無にかかわらず悪いことをするやつはほとんど悪いことをするというふうになったら、少年法自体の年齢制限というのは妥当であるかどうかということを検討してもいい時期ではないかという気がいたしますが、その点はどうですか。

○政府委員(濱邦文君) 今委員お触れになりました少年犯罪が凶悪化しているのではないかと御指摘でございます。

この点も含めまして少年非行の動向を全体的に見てみました場合に、一つは凶悪犯の全体的な動向はどうかということを見てみますと、これは昭和四十一年以降五十三年ころまで急激に減少いたしました。以後多少の増減はあるものの、全体としては減少傾向にある。平成二年の検挙人員は、数字で申しますと千九百九十四人ということと前年に比べて百八十九人の減少となっておりますのでございまして、必ずしも少年犯罪が凶悪化の傾向にあるというふうには言えないと思っております。

ただ、委員御指摘のように、最近の少年犯罪の中には短絡的に犯行に及んだりあるいはその手段、方法が極めて残酷であるというような事案も見られることは、もうおっしゃるとおりでございます。それともう一つは、少年犯罪の若年化と申しますか、低年齢化という傾向もこれは依然として続いているというふうな状況にあるわけでございます。したがって、先ほど申しましたように、少年法改正について法制審議会の御答申を受けた時点で比べますと、少年犯罪、少年非行の動

向がかなり変わってきているということは事実でございます。

それとの関連で、先ほど委員御指摘になられたように、確かに先ほど申し上げました法制審議会の答申のあった改正内容の中には、十八歳以上の年長少年の事件については、少年審判の手続上、十八歳未満の間にある少年少年の事件とはある程度異なる特別の取り扱いをしてもいいのではないかとすることも一つ含まれていたことは事実でございます。そのほか、数点にわたりました少年法の改正について御答申があったわけでございます。

ただ、先ほど来申し上げましたように、近年の少年犯罪の動向が量的にも質的にもかなり変わってきている。特に指摘申し上げたいのは、殺人、強盗等の凶悪事犯は量的には先ほど申しましたように大幅に減少している。それにかわって窃盗とか遺失物横領等のような初発型と申しますか、初めての非行と申しますか、そういう型の非行がむしろ多くなっているというふうな状況。あるいは先ほど申し上げましたように、犯罪年齢の低年齢化傾向というふうなこともうかがわれるわけでございます。

このようなことをいろいろ考えてさらに加えて申しますと、先ほど申しました年長少年を中間あるいは年少少年と同じ扱いをしている現行の少年法の点を改めるかどうかをも含めまして、少年法の改正の答申のあった点につきましていろいろ根強い反対の御意見等もございまして、少年法改正作業自体はそういう状況から現在早期には実現したいというふうな状況になっているわけでございます。

○瀬谷英行君 どうも奥曲に物の挟まったような御答弁ばかりで現実的じゃないですよ。この少年法があるから犯罪件数が減ったとかふえたとかということ関係ないでしょう、第一ね。凶悪犯罪は年齢に関係なくとんとん若年化していますよね。先ごろは、小学生、中学生が車かっぱらって盗みを働いたとか何をやってたとか、こういうニュー

スが出ていましたね。これは驚くべきことですよ。それから、いじめでもって仲間を殺したり、こんな話も出ています。これは決して少年法をはみ出した連中のやっているとじゃないんです。それを考えたならば、少年法の年齢というものが果たして妥当かどうかということを考えてたいと思っております。

私は、中学生のころにひいおじいさんが亡くなったんですけれども、そのひいおじいさんが昔の話をして、おれは十五の年に元服をした、十八の年に戊辰の戦争へ出た、こういう話を聞いて、大したものだなと思って感心したことがある。元服をするという一人前に扱ってもらえたというんですね、侍として、それを考えると、今の少年法なんというのはおかしいなということになっちゃまうんですよ。四十七士だって未成年だからといって討ち入りに参加させないなんということなかつたんです。今だつてそうでしょう。貴花田なるといふのはあれ未成年だけれども、優勝したり大関をねらったり、今場所の成績あんまりよくないけれども、活躍をしていますよ。優勝したら未成年だから酒飲ませちゃいけないとかくだらない話があるんですけども、あの貴花田にかなうような体格の人はここにはいませんよ。考えて見ると、もはや彼が少年法の該当者、該当者といふのはおかしいけれども、少年の中に入るかどうかというの、私は現実的じゃないと思っております。

それから、国会見学で小学生がよく来ますよね。昔は小学生でもって先生よりでかい小学生はいなかった。最近、国会見学でたくさん来る小学生といふのは、中に大きいのは先生より大きいのがいますよ。我々より大きいやつがいっぱいいます。これは驚いたものだなと思えますよ。つまり心身ともに昔に比べてとんとん発達してると。だから犯罪もやはり一人前以上のことをやるようになった。

それで、この少年法の三条で、十四歳に満たない者がこうしたあつたということが細かに書いてあります。例えば「保護者の正当な監督に服し

ない性癖のあること。」だとか、「正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。」だとか、あるいは「犯罪性のある人若しくは不徳徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出入すること。」なんて書いてあります。いかがわしい場所に入出入するのを一々監視して見ていられないだろうという気がするんですよ。こういう条項そのものがもう死文化しちやつていっていると思っております。

そうすると、こういう犯罪の若年化傾向に対してはどういうふうに対処するかということとは根本的に考えなきゃならぬという気がするんですよ。その点もはやこの少年法自体がもう時代おくれになつてしまつていっているんだということを認識されましか、どうですか、大臣。

○国務大臣(田原隆吉君) そういう面もあるかもしれませんが、そうでない面も相当あるので、必ずしも一概に古くなつていっているとは言えないと思っております。

私は少年犯罪を見まして、確かに犯罪の質が変わつてきておられるけれども、これは情報化の影響であつて必ずしも精神的に大人に近づいたからそういう犯罪をしておるとは限らないと思つて、それから個人差が、先ほど貴花田の例が出ましたけれども、確かに人間には個人差があつてはつきりありますから、平均的に物を考えなければいけないと思つて、これは、反対に翻つて老人問題を見ましても、老人の定義が年齢で決められますように、個人差はあつてもそういうふうに一般的に決めていきますから、私は少年犯罪の最近の傾向を見て少年と大人の区別を必ずしもできないと思つて、少年と大人の区別を法律上してゐるのは、後で先生の御質問の中に何か精神病の話もあつたようでありまして、要するにその人に能力があるかどうかということが重大な影響があることであつて、能力が必ずしも大人に近づいていると言えないかもしれないという気がいたすわけでありまして。

それで、法律というのは本来、こういう基本法的なものが先に進んでしまつて後から引張つて

いくというのはいかかなものかと思うので、慎重審議、やはり大方の意見をまとめて世の中のコンセンサスを得て変えるべきではないかなと私自身考える次第であります。

○瀬谷英行君 私は、最近の未成年者のいろいろな凶悪犯罪、未成年者どころかも小学生、中学生といったような、こういう連中の犯罪といったようなことが、昔はかつて聞いたこともないようなことなんでしょうね。中学生とか高校生ぐらいの年齢の者がこういう悪いことをするという事は、最近はそのようなのが続発しているという事から考えるならば、法律が悪事の防波堤になっちやいかぬ、こういう気がするんですよ。おれはまだ悪いことをやって少年法の範囲内だというふうなことで、悪いことをしてもこの法律がある以上は多少は大目に見てもらえるといったような意識を持たしただけでよくないと思う。

そういう意味で私は、少年法についても現実的にどうしたらいいかということ。これはもう法律だけでは解決のできない問題ですね、少年非行なんということは、法務省だけの仕事じゃ間に合わないことは間違いないですよ。それだけに社会問題として一体どうすべきかということは真剣に考えるべきだという気がいたします。その意味で私は、法務省だけで解決できることじゃないから、それなりに政治的にいかすべきかということを考えるべきだ、それが政治家の仕事じゃないかという気がするんです。

それから、社会一般の現象からすると、そういう少年犯罪のほかに、今もちょっと大臣も触れられましたけれども、最近の凶悪犯罪からどうしたら善良な一般市民を巻き添えにしないようにできるかということも考慮する必要があると思うんですが、その点はどうですか。

○政府委員(濱野久君) まず、前段でお触れになられました少年犯罪対策につきましては、委員もおっしゃいましたとおり、これは刑罰法令のみによってよく対応し得るものでないことはおっしゃるとおりでございます。家庭内教育あるいは学

校教育、社会環境、マスコミのあり方等に深くかわっておるわけでございまして、これらの面からの総合的対策が講じられるべきであるということとは全く同感でございます。少年法の改正の問題につきましても、委員から今お話しがありました貴重なお考えを支えとさせていただきます。今後十分検討させていただきたいと思っております。

それから、後段でお触れになりました精神障害者の犯罪についてでございますが、これも委員御案内のとおり、我が国におきましては刑法三十九条一項の心神喪失者に該当するときは責任能力がないということで処罰されないこととなっております。

西欧諸国におきましても心神喪失者に該当するときは責任能力がないとして処罰されないこととなっております。ただ諸外国の多くでは刑事責任を問うことのできない精神障害者に対しては、裁判所の言い渡しによりまして当該精神障害者をその治療等のために一定期間精神病院等の施設に強制収容するといういわゆる治療処分制度を採用しておるわけでございまして、その主な国としては、例えばドイツとかイギリス、オーストリア、イタリア、デンマーク等の諸国があるわけでございます。

我が国におきましても、これも委員十分御案内のとおり、昭和四十九年に発表されました改正刑法草案におきましては同様の保安処分、これはその後昭和五十六年に治療処分ということに変更しておりますけれども、この種の治療処分の導入を試みようとしているわけでございますが、いまだこの点につきましても大方の意見の御一致ということが見られないために実現されていない状態でございます。

○瀬谷英行君 最後に、阿部代議士の問題についてちょっと聞いておきたいと思っております。共和、佐川事件というのは非常に大きな問題で、日本国じゅうのだれしもがこの問題についても知らない人はいなくなっています。一体どこに原

因があるのかといったようなことがいつまでも案の上の出来事として隠されていってはいけません。それで、阿部代議士の問題について、これは刑事訴訟法の条項で一体何条に該当するのか。ともかく保釈をされるということは問題なんですよ。五千万だのあるいは億の金を出して芸能人が保釈で出てきたという例がありますけれども、一般の人にとって保釈金を五千万だの一億だのというものは出せるものじゃないですね。そういう金を出せる人が保釈によってのうのうとしゃべり出してくるということだけでも国民には納得しがたいものがある。だけれども、出てきた以上は、外国へ行ったり遊びに行ったりするわけにいかないんだから。かといって阿部さんの場合は入院をして国会の審議に参画しておるわけでもないんですからね。家でもって暇をもてあましているだろうと思っております。それならば、証人喚問に於いて事の真相を明らかにするということをやってもらった方がいいじゃないかという気がいたします。

これは裁判所任せでいいという問題じゃないですよ。こういう問題についてやはりはっきりさせなきゃいかぬ。一番肝心のかぎを握っている人がいつまでも世間の目に触れないようにされているという状況は不自然だと思いませんか。こういう場合には、与野党同じように罪をなすりつけておいた方がいいといういろいろな思惑があるかどうかかわりませんけれども、野党の中にだれが何百万もらったの何だのかんだのこんな話が出てきます。しかし、この職務権限というものとは全然違うんですからね。何百万の話と何億あるいは何十億、何千億の金の動きとは全然性格が違います。

先般の宮城県補欠選挙で萩野さんが当選をされました。この選挙についても自民党の方は、これはやっぱり共和、佐川事件が影響したなんというふうなことを言っている人はおりますよ。それだけ問題の根本をなすこの阿部さんが黙って自宅

で待機しておるだけということはどうあっても納得しがたい。法務省の方が証人喚問なんていうのは言わないでもらいたいという意味のことをいろいろと運動したということも聞きましたよ、衆議院の予算委員のメンバーに対して。こんなことは余計なことだと思っております。やはり一刻も早く問題の真相を明らかにする必要があるというふうには思いますが、これこそ法務大臣としても、やはりまごまごすると指揮権発動を考えているんじゃないかなんというのを言われませんか。そんなことを言われたいように対応する必要があると思っておりますが、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(田原隆君) 先般のお説のような事柄につきましても、事務当局が本来の公判維持というものをまじめに考えて、そのときに裁判官に予断を与えるとか、あるいは被告人であってもまだ推定の状態でありまして、起訴された状態でありましてから人権の問題が起るといふようなことから、純粋な気持ちでまじめに御説明に上り陳情を申し上げたというのが実情だといふふうに私は思っております。

しかし、国政調査権が優先するというのはあくまで承知の上であつたと思ひますし、もし国政調査権を発動されてこうしなさいと言われれば喜んでするという姿勢の上で御説明に上がつておるわけでありまして、その点は私も、特に先生のおっしゃる意味はわからないことはないのですけれども、事務当局がとつた態度も真摯な気持ちからやつたといふふうには判断しております。

○瀬谷英行君 事案な気持ちでやつたふりをして実際は肝心なところに触れないというの、世間から見れば、これはもう呑舟の大魚を保護しているというふうに見えますよ。鯨の方を一生懸命に保護して、それでパーティー券を幾ら買つてもらったとか何だとかかんだとかいふ、こんなのはメダカかドジョウみたいなものですよ。メダカをさらつたりドジョウすくいをやって、鯨の方に

で待機しておるだけということはどうあっても納得しがたい。法務省の方が証人喚問なんていうのは言わないでもらいたいという意味のことをいろいろと運動したということも聞きましたよ、衆議院の予算委員のメンバーに対して。こんなことは余計なことだと思っております。やはり一刻も早く問題の真相を明らかにする必要があるというふうには思いますが、これこそ法務大臣としても、やはりまごまごすると指揮権発動を考えているんじゃないかなんというのを言われませんか。そんなことを言われたいように対応する必要があると思っておりますが、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

手を触れないようにするということなどは間違  
いだと私は思うんです。国民はそういう間違  
をやっているという認識をすれば選挙のときに  
厳しい審判を下すんです。単なる法律論でもって  
ごまかしがつく問題じゃないと思います。

一体、刑事訴訟法の第何条、どういふところで  
もって阿部さんの証人喚問といったようなことは  
伏せておきたいと思いませんか、それらのことにつ  
いてもお聞きしたいと思いますけれども、まあ時間  
も時間ですから同僚議員にあとは譲ることには  
しまして、その点についても一度大臣の見解を  
お伺いして、私の質問を終わります。

○国務大臣(田原隆吉) 先ほどふりをしてと言わ  
れましたけれども、そんなことはございません。  
それから、私は姿勢として、檢察に不当な制約  
を加えて檢察が正しい動きができないようなこと  
を今日までしたこともないし、今後もしそういうこ  
とは考えておりませんが、このたび言われておる  
ような事柄に対しては、これは先ほど私が申  
したのが実情でございまして、御理解いただき  
たい。

ただし、時間が少なくて、手分けして同時に数  
カ所へ行つたということが目立つ感じがしたか  
もしれませんが、私は後で報告を受けて、なるほ  
どな、捜査というものはそういうものだろう、公  
判維持というものはそういうものだろうと思つ  
た次第であります。

○委員長(鶴岡洋君) 午前の質疑はこの程度にと  
どめ、午後一時まで休憩いたします。  
午前十一時五十二分休憩

午後一時一分開会  
○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を  
再開いたします。

休憩前に引き続き、檢察及び裁判の運営等に関  
する調査を議題とし、法務行政の基本方針に関  
する件について質疑を行います。  
質疑のある方は順次御発言願います。

○北村哲男君 私は、先般の法務大臣所信表明に  
対して順次聞いていく予定でございまして、その  
前に二点だけ法務大臣並びに関係の方々にお伺い  
したいことがございます。一つは死刑廃止の問題、  
二つは先般から問題になっております阿部証人喚  
問の問題でございまして。

まず、死刑廃止の問題について法務大臣の考え  
方をお聞きしたのですが、先般フランスの元法  
相のパダンテール氏が来日され、七日には日比谷  
公会堂における死刑廃止条約の批准を求めるフォー  
ラムで、フランスにおける死刑廃止の経緯を紹介  
されたと聞いております。フランスでは既に十一  
年前、当時の国民世論の反対をあえて抑えて一九  
八一年に死刑の廃止をしております。今や先進民  
主主義国では、死刑を存置しておる国はアメリカ  
の一部の州、十三州と聞いておりますけれども、  
十三州と日本だけだとも言われております。世界  
的に見ても約半数の八十カ国は既に死刑廃止に踏  
み切つておるといいますし、また国連総会でも死  
刑廃止条約を採択され、昨年七月に発効しており  
ます。今また日本でも、国連の死刑廃止条約の批  
准を求めて死刑制度を廃止する世論は高まってい  
ると思ひます。

また、さきの法務大臣であられた左藤氏も、個  
人的思想、信条の問題に基づくとは言われながら  
も、死刑の執行はその在任中一回もされなかつた  
ということと。そして、二二年以上、これは日  
本の近代行刑史上初めての長期間と言われる長い  
間、死刑の執行が行われておりません。

そこで、法務大臣に対して大臣のお考えを聞く  
とともに、死刑廃止または死刑問題について何ら  
かの国民的コンセンサスを得るような方策をとる  
おつもりであるかどうか、またとっておられるか  
どうかをお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(田原隆吉) お答えいたします。  
この問題につきましては、現行法を尊重して  
やっておりますのでありまして、特に特別な行動  
をとっておりますとはいはしておりません。

○北村哲男君 ただいま非常にそつけないお言葉  
でございまして、それは大臣にまた聞ければ結構  
でございまして。

現在二年間も死刑執行していないという状態で  
ありますが、今現在、死刑執行判決が確定をして、  
死刑を待つばかりという言葉はおかしいかもしれ  
ませんが、法務大臣の執行許可ですか、でもあれ  
ばすぐにでも執行できる人はどのくらいいるので  
しょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員のお尋ねは、死刑  
の判決が確定して未執行の者の数についてのお尋  
ねと理解いたしました。昨年未現在で五十一名  
でございまして。

○北村哲男君 そのうちに、冤罪の主張等あるい  
はそのほかの理由で再審請求などをして争つてお  
られる人はどのくらいおられるのでしょうか。  
○政府委員(濱邦久君) 死刑未執行者のうち、現  
在再審の請求をしている者の数は、昨年末現在で  
九名でございまして。

○北村哲男君 わかりました。  
それから、五十名、九名を除くにしても、死刑  
執行の順序と申します。これは例えば年齢順と  
か、あるいは犯罪確定の日が古い者順とか、ある  
いは冤罪を争っている、あるいは別の理由で何か  
をしておる、確定後ですけれども、そういう人た  
ちを含めて五十名の人たちにもしするとすると、  
どういふ順序でおやりになるのが法務省のいわゆ  
る習慣というか、あるいは実務なんでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員のお尋ねの点につ  
きましてはちよつと答えはいたしかねるわけでござ  
いますけれども、ただ死刑の執行、死刑が確定  
いたしましたから死刑執行命令が出るまでにどの  
ような手続がとられているかということをお尋ね  
申し上げて御理解をいただくといいかと思つて  
ございまして、死刑の判決が確定いたしました  
のでございまして、死刑の判決が確定いたしました  
と、関係検察庁の長からの死刑執行に関する上申  
を待つて確定記録を取り寄せます。それで、省内  
関係各部署をして判決あるいは確定記録の内容を  
十分精査いたしました。また必要に応じてこの記  
録をみずから精読する等の方法によりまして、刑

の執行停止、再審、非常上告の事由あるいは恩赦  
を相当とする情状の有無等につきまして慎重に検  
討して、これらの事由のない情状が存在しないこ  
とが確認された場合に初めて死刑執行命令を発す  
るという手順になっているわけでございます。

なお、検討の過程におきまして再審の申し立て  
あるいは恩赦の出願等がなされている場合には、  
それらの当否につきまして十分勘案するというこ  
とは申すまでもないことと存じます。したが  
いまして、先ほど死刑確定者の死刑執行の順序等  
についてお尋ねでございますけれども、これは例え  
ばその確定者から再審の請求が出ている場合と  
か、あるいは恩赦の出願がある場合とか、いろん  
な事情もございまして、これは一概には申せない  
わけでございます。

○北村哲男君 大体今のことから私ども何と  
か理解したいと思ひます。  
死刑制度につきましては、一挙に死刑制度を廃  
止することもありまして、あるいは今現状  
のように執行停止をしてしばらく世論を見定める  
というふうな方法もあると思つたわけでも、  
そういう形の何らかの、先ほどちよつと申しまし  
たが、今せつかく二二年間も死刑の執行がなさ  
れていないという状態を踏まえて、今ここで国民  
の世論、しかも世論といつても単に感情ではなく  
て、死刑に対するいわゆる法的世論という言葉を  
必ずしも正確じゃないかもしませんが、果たし  
てそれが法律として正義かどうかという、いわゆ  
る世論を正確にはかるような形の研究、あるいは  
法制審議会にかけて一回真剣に検討するというよ  
うな方法、あるいはそういう準備というものはな  
いのでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員のお尋ねは、一  
番最初に委員からお話ございました世界の死刑  
存廃についての流れを踏まえてのお尋ねだと思  
うわけでございます。

この死刑存廃の問題につきましては、国民世論  
の動向に十分注意を払いながら、国家社会におけ  
る正義の維持等、種々の観点から慎重に検討しな

ければならないことであることはもう改めて申し上げるまでもないわけですが、世論調査によりまして、日本の国民の大多数は、極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科することは正当であるというふうな考えがあり、しかも死刑に凶悪犯罪を抑制する特別の効果があるというふうな信じているというふうな思われるわけですが、また、現に、重大、凶悪事犯がお後を絶しないことを考えますと、死刑制度を廃止した国があるといわして、我が国におきましては死刑制度を廃止することは適当でないというふうな考えられているわけですが、先ほど大臣が現在検討していないというふうにお答えになられたのもそういう趣旨でお答えになられたものと思うわけですが。

今、委員御指摘になられた死刑執行を一時停止して死刑制度存続の論議をするのも一つの方法ではないかというお尋ねでございますけれども、我が国におきましては、今申しましたように、現在なお大多数の国民は極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科することは正当であるというふうな考えをおとされるわけでございますし、また、現実に凶悪、重大犯罪が後を絶たない、こういう現状に堪えがみますと、裁判で死刑が確定した者につきましてはその執行を停止すべき状況にはないのではないかとこのように考えているわけでございます。

○北村哲男君 今のお話もある程度わかるのですが、今、日本国民の大多数が死刑存続に賛成というふうなお答えがありましたけれども、私はそのことについては異論がございます。必ずしもどういうやり方で調査をされたかは知りませんが、大多数ということが、ほとんどという意味なのか、半数をちよつと超えたという意味なのか、その辺も問題であらうかと思ひます。これは一つの確かに資料もありませんけれども、その資料のとり方については、いわゆる冤罪があったことについて知らせてないとか、あるいは凶悪犯罪があった直後に世論調査をしたという問題があったので、あえ

てそれについて云々申しません。

しかし、一つだけ。フランスが廃止したときには、世論は反対であったと、六二％は反対であったけれども、ミッテラン大統領のもとに、先ほどのパダンテール氏が法務大臣になったときに、これを法の正義という名前、国論が反対であつてもするのだという強い決意でやられたことを申し添えておきたいと思ひます。

最後に、法務大臣、さきの左藤法務大臣は死刑執行について一回も署名をされなかつたとおっしゃいますけれども、大臣のお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(田原隆吉) さきの左藤法務大臣のいふような場所における答弁は、左藤大臣個人の問題でありますから、私がここで批評したりコメントしたりすることは差し控えるべきであらうと思つております。

私は、現在こういう法律制度があるし、国民世論が相当高いパーセンテージで支持しておるといふわけでありまして、これは尊重しなければならぬという気持ちでおります。

一方、おっしゃる通りに、国際的に死刑廃止の国があることも存じておりますが、しかし我が国には我が国の法があり、しかもこういう基本的な法が大臣一人の個人の考えで世論を引張つて、世論に逆らつて後で世論を形成させるというふうなことは、私自身は少しいかなものかと、そういうふうな考えをしております。したがつて、私は現在の制度を尊重しつつ進むしかないと考えております。

○北村哲男君 お答えはお答えとしまして、私も強い希望として、せつかくここまである程度の素地ができていくという気持ちがありますので、その辺は慎重にお考えの上、この死刑制度の廃止問題について取り組んでいただきたいと存じます。

次に、第二点目の問題ですが、先般の大臣の所信表明の第一に、治安の確保及び法秩序の維持ということにつきまして述べておられま

す。

いわゆるパブルの破綻に伴つて大規模な事件が起つていふことを言つておられますが、この中に欠けている部分があると思つた。これは政治家の犯罪が扱つています。これはパブル破綻の破綻に伴つて、一番国民が関心を持ち、そして新聞を毎日ご覧になっているのは、これはまさに脱税の犯罪でも株式操作の犯罪でもなければ、公務員による演職罪でもないと思つた。政治家の犯罪こそが今国民に問われている問題だと思つたので、そういうことで、まず大臣に、今問題になっている政治家の犯罪に対して、法務大臣として、あるいは法務当局として、どういふお考えを持って対処しようと思つておられるのかお伺いしたいと思つた。

○国務大臣(田原隆吉) 今起訴されております阿部さんの問題を中心として考えてみますと、まことに遺憾なことだと思つたが、私の所信の中に政治家がないというのは、公務員という中にひっそり考へておつたものだから御容赦を願ひたいと思つたが、やはり国民の信頼を受けて出てきた我々でありますから、誤解を招いたり、あるいはこういう演職になるようなことはよく頭の中を考へれば大体わかる筋合いのものでありますから、つけていかなければならない、こういうふうな考へております。

○北村哲男君 確かに、国会あるいは政府、また自民党でも政治家の倫理の問題とかそういう問題については取り組んでおられると思つたのですが、私に、公務員による演職罪の中に、もちろん政治家も公務員ではありますけれども、政治家の犯罪をどういふ中に特に入れられるというよりも、やはり大きな問題として挙げられて、それに対する法務省当局が毅然とした態度、検察庁はそういうふうにとつておられますけれども、そういうものも大きな特徴であらうと思つた。それが一つ所信表明の中にあらわれてしかるべきだと思つた。

そして、それに関連して聞くのですけれども、

二

そういう政治家の演職罪に対しての国民の要望を担つた国会における審議、これに水を差すような事件が起きた、これが一番責任を負つている法務当局によつてなされたというのがまさに阿部問題ではないかと思つた。これは一つずつ順序立てて聞いていきたいと思つたので、私も、私はそういう評価をしております。本当にこういう真剣なときにどうもやるべき目的が違つたんじゃないか、反対に水を差してしまつたんじゃないか、反対に水差してしまつたので、ここはつきりしておきたいと思つた。

まず、法務省が国政調査権、先ほど午前中も大臣が国政調査権は刑事司法に優先するといふような言葉をちよつと言われましたけれども、私それについては若干問題があると思つたが、国政調査権と、その一環として行われる証人喚問に対してどのような考へを持っておられるのか、まず大臣にお伺いしたいと思つた。

○国務大臣(田原隆吉) 私は、民主主義の一つの典型的なパターンとして三権分立というのは皆さんともよく知つてのことであると思つたが、その中でも憲法で定められている国政調査権というのが一番優先するものであると思つた。したがつて、喚問問題でいろいろありました。喚問問題を行政側で論ずることもそれは当然可能でありますから、行政の実務屋として、事務屋として当然いろいろなことを論ずるべきであらうが、国政調査権を無視して論じているのじやなく、国政調査権が国会がお決めたことになって発動されたものは尊重するという前提のもとにやつてきたものと思つた。

○北村哲男君 となたか法律の専門家の御意見として、国政調査権と刑事司法との関係、その中で証人喚問との、いわゆる証人喚問と言ひますが証人喚問にもさまざまなあると思つた。特に刑事被告人との関係を述べていただきたいと思つた。

○政府委員(濱邦久君) 国会が持つておられる国政調査権の権能、これは私どもも最大限に尊重す

べき事柄であるというふうに思っておりますし、国会が国政調査権の行使として、例えばどなたを証人として喚問されるか、あるいは参考人として招致されるかということをお決めになられることは、これはもう国会が独自の御良識に基づかれた御判断でお決めになられることでございますから、ほかの行政府あるいは司法府の者がとやかく言うべき事柄ではないという事は、もう異論がないところでございます。したがって、繰り返すようにでございますが、どなたを国会に証人として喚問されるか、あるいは参考人として招致されるかどうかという事は国会の御良識で御判断されることでございます。その御判断に對しては私もこれを尊重して従わなければならぬという事はもう当然のことでございます。

ただ、一つだけ正確に御理解いただきたいと思っておりますので御説明申し上げます。先ほど委員から御指摘のありました証人喚問の問題について、法務省の方でやったことについてのお話でございますが、これは要するに裁判係属中の刑事被告人を証人として喚問するという問題につきましても、裁判係属中の公判の審理との関係を十分御考慮いただきたいということを御説明したいということで御説明に上がったつもりでございます。したがって、最終的に国会がどなたを証人喚問されるかどうか、あるいは参考人として招致されるかどうかという事は、もう国会が御良識で御判断されることでございます。もう国会が御良識で御判断されることでございます。もう国会が御良識で御判断されることでございます。

○北村哲男君 二つ問題がございます。一つは、刑事被告人あるいは被疑者を証人として呼ぶかどうかという問題については、取り調べ中に勾留されている人を国会に引張ってくる、これは確かに司法権あるいは捜査と抵触するので自粛してはいいけない。しかし、保釈されて自

由の身になって居る場合は、これは自由に呼んでいいという、そういうふうな差はあつていいのを、ただ刑事被告人は云々と。公判係属中に被告人として出廷している、裁判の取り調べがある、そのときにそれと抵触する形で強制的に呼んでくる、これはまずいと思うのですけれども、そういうものと今裁判が始まる前に自由になつて居る身者を呼ぶということについては、刑事被告人一般という形でそれをひくくめてよくないよという形の、いわば陳情なら陳情でも結構ですけれども、そういう意見を吐かれるのはどうかと思ふ点がある。

それからもう一つは、ではなぜこの時期に阿部代議士の証人喚問について反対の陳情を行つたか、一般論として言われたとおっしゃいますけれども、一般論は結構です、昔からそういう議論は続いてありますけれども、今陳情を行うというのは、阿部をやるということじゃないのでしょいか。そういう論評もいっばいあります。阿部をやつてくれるという法務省当局の、しかもしかるべき人たちが国会に来て言つて回るといふことは、単なる一般の国民の陳情、そして司法権と行政権との関係を一般論として述べますといふのはわけが違ふと思うのですけれども、その辺の二点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) まず、最初の委員お尋ねの刑事被告人が保釈された場合とそうでない場合とは違ふのではないかと御趣旨のお尋ねがあつたかと思つてございます。これは裁判係属中の刑事被告人ということになりますと、これは保釈で釈放された者であらうと、あるいは保釈されずに勾留中のままの刑事被告人であらうと同じことであらうと思つてございしますが、要するに刑事被告人を証人として国会にお呼びになられていろいろ御質問なさる場合に、裁判係属中の事件の内容に触れることも予想されるのではないかと。そうなりますと、公訴事実の存否について、本来司法の行うべき事実認定、裁判所の判断に先立つて国会が御判断をされるという

印象を当該刑事被告人のみならず国民一般に与えるおそれがあるのではないかと、この点から司法の公正に對する国民の信頼あるいは司法の公正自体に對する信頼を損なうおそれが出てくるのではないかと。それが一つ。

それから、本来刑事被告人というのは法廷で、司法の場で裁判を受ける場合には、もうこれも委員御案内のとおり、黙秘権という広い形の保障がなされているわけでございますけれども、国会の場で証人として喚問されることになりますと、刑事被告人の権利に對して侵害が及ぶおそれも場合によつてはあるのではないかと。もう少し詳しく申しますと、法廷ではかなり広い範囲で黙秘権の形で被告人に認められております権利が、やはり事実上制約されることになつてしまつたのではないかと。この観点から、裁判係属中の刑事被告人を国会で証人として喚問されるについてはそういう意味の問題があるのではないかと。

整理して申し上げますと、要するに、司法の公正あるいは司法の公正に對する信頼の問題と、それから刑事被告人の人權保障上の問題という面から問題があるのではないかと申すことを申し上げているわけでございまして、そういう意味でこれは保釈になつて居るかなつていまいかにかわからず、裁判係属中の刑事被告人一般について申し上げます、裁判係属中の刑事被告人一般について申し上げます、裁判係属中の刑事被告人一般について申し上げます。査権と刑事被告人の証人喚問の問題について論じられてきております事柄は、今申し上げたような経緯でございます。

○北村哲男君 確かに繰り返して居る人などところで抗弁しておられまして、「あくまで刑事被告人の証人喚問についての一般論」という弁解をしておられますが、実際のそのほかの新聞によりますと、法務省は陳情だといって被告人の阿部氏を喚問しないでくれと直接言つた、あるいは直接名指しして、今出席しておられませんが、則定官房長は、政治家の喚問は前例がないと言つたというふうな新聞に当時報道されておられますが、それは本当でしょうか。直接、阿部さんと呼ばないでくれ、あるいは政治家の喚問は前例がないというお言葉は本当でしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今、委員問題にしておられます法務省の幹部が国会の委員の方々のところに御説明に上がったという事は、これは私のほかに数名の者がおられるわけでございまして、今委員御指摘になられた則定官房長もそのうちの一人でございます。

ただ、私も寄り寄り協議いたしましたのは、今申しましたように、現に裁判係属中の刑事被告人を証人として喚問される場合には、先ほど来申し上げておきますように、裁判係属中の公判の審理との関係を十分御考慮された上で御判断いただきたいという形で御説明に上がったということでございます。

○北村哲男君 いや、私そういう一般論を聞いて居るのじゃないのです。確かに、当時は阿部さんとそれから森口さん、二人おられるのですけれども、しかしこれはいつですか、二月十三日の毎日によりますと、「また、則定官房長は同日夕、民社党の神田国対委員長、中野予算委員長にも「政治家の刑事被告人喚問は前例がない」と述べた」といふふうな書いてあります。これはまさに、政治家はいかぬ、政治家は勘弁してくれと、あるいは別のところでも、阿部さんの証人喚問は勘弁してくれと直接言つておられるじやありませんか。これはまさに、政治

家だからだめだということに受け取らざるを得ないと思うのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

また事実それは、則定さんはまあおられないから直接聞くわけにいきませんが、あなた方が理解している限りでは、則定さんがそう言ったかどうかというところはつきりしていただきたい。

○政府委員(濱邦久君) 則定官房長が実際にどういふ言葉でおっしゃったかというところは、私その現場におりませんからわかりませんけれども、ただこういうことは申し上げられると思うんです。

当時、刑事被告人として起訴されておりましたのは阿部文男議員とそれから森口五郎の両名がそれぞれ受託取賄罪及び贈賄罪の被告人として公判請求されて、刑事被告人という立場にあつたはずでございます。したがって、私どもの方はどなたをといふことではなしに、刑事被告人を証人喚問する問題について御説明に上がったというふうに理解しているわけでございます。

○北村哲男君 現実に法務省当局で直接行かれた方、そして、どこに行つたかをつきり言つてくだされば、どこに行つたかをはつきり言つたのか、お名前並びに場所。

○政府委員(濱邦久君) ちょっと私、必ずしも正確でないかもしれませんが、私の記憶に誤りがなければ次のとおりだと思つてございます。

私が参りましたのは、公明党の国対委員長さんのところ、それから公明党の予算委員会の筆頭理事をしておられる方、これはもちろん全部衆議院でございますが、それから社会党の予算委員会の理事をしておられる方のところに、これは私が参りましたので間違ひございません。

そのほか、ちょっと正確でございませぬが、社会党の国対委員の方、それから民社党の国対委員の方と予算委員の方のところにどなたかが伺つておられると思つて、それから共産党の、これはちょっと定かでございませぬが、国対委員の方と予算委員の方だと記憶いたしております。

○北村哲男君 法務省側で行かれた人の名前を挙げてください。

○政府委員(濱邦久君) どうも失礼しました。

法務省の方で御説明に参つたのは根来事務次官、則定官房長、それから刑事局の但木刑事課長、それと私の四名のほうでございます。

○北村哲男君 この陳情と称するものは、この四名の方で協議をされたのでしょうか、あるいは言葉の中には、私たちは東京地検の代弁者でもあるといふふうなお話もあるようですが、東京地検との協議をされたのか、さらに上司の方、上司といふのは大臣あるいは政務次官がいらつしやいます。どういふ方々と事前の協議をされて行かれたのでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 協議いたしましたのは、今の四名の間で協議したというか、むしろ非常に細かくなりますけれども、根来次官と則定官房長と私で協議をして、刑事課長はさらにその意を受けて行つたということになりましようか、ということになると思つております。

それから、従来申し上げておりますように、そういう御説明を申し上げるにつきましては検察当局の意向も踏まえてというふうに申し上げておられますけれども、これはもちろん御説明に回ることについて検察当局の者と協議をしたということとは全くございません。

ただ、検察当局の意向を踏まえてと申しておりますのは、従来からこの点は、刑事被告人を証人喚問することについては御議論のあるところでございまして、先ほど来るる申し上げておりますように、現在裁判係属中の刑事被告人を証人喚問する問題について、その刑事裁判にかかりを持ちます検察当局の意向も同じ意向であるということとで、それを踏まえて御説明に上がったということでございます。

○北村哲男君 この問題は、確かに政治家でなければ大した問題じゃなかつたと思うのです。言われたかもしませんが、ほとんど問題ないかもしません。しかし、政治家であるがゆえに、しかも

そのほかの参考人あるいは証人の方々が、鈴木さんあるいは塩崎さんが余りはつきり言われなかつたがゆえに証人喚問をしようとしておられるということとで、まさに政治家が問題であつたということでは確かだと思つておられます。ですから、方々に政治家の前例がないとか、あるいは阿部さんをしないでくれと。森口さんをしないでくれなんて言葉は出てませんよね、その資料を見ても。

それで、そういうことがいづれば、検察庁との間では以心伝心でも結構でしょう。あるいは、政府・与党の間でも別に意向があつたか直接言われたかは別にしましよう。しかし、こういうふうなやり方が政治問題になることは、それぞれベテランの方でありますから事前にわかつたはずなんです。ただ済むわけはないと思つたと思うので、それを大臣は確かに何度も、私知りませんでしたというふうには言われたのですけれどもね。政務次官がいらつしやいますよね、法務省にも。その方にもとにかく政治向き、いわゆる政府の関係者には何にも相談なしにやられたのか、その辺を確認しておきたいと思つておられます。本当になつたのか。

○政府委員(濱邦久君) 先ほどお答え申し上げましたように、事務局で寄り寄り協議しただけのことでございます。

○北村哲男君 それから、報道されたいわゆる法務省のメモというのがあります。これがまた奇妙であつて、さる政党には行つておられるけれどもほかのところには行かないというもので、これも新聞紙上に全文が発表してあります。

この中に、「国会における証人喚問について、法務省、検察庁は、国会の良識を信頼して、従来特に意見を申し述べないこととして」と、いわゆる一つの方針であるわけですよ、こういう言い方は、単にしていなかつたということじゃなくて、「従来特に意見を申し述べないこととして」といふふうに言つておられる。そして「しかしながら」として、今回についてどういふことと申しておられるのですが、今までは確かに刑事被告人を証人

喚問した例はありますけれども、今回あえてこれを行つた理由はどういふところにあるのですか。しかも、方針を変えられたという点についてはいかがなんでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お尋ねでございませぬが、法務省が特に方針を変えたということではないと思つておられます。

それは御理解をいただきたいということでもう少し御説明申し上げますと、例えば過去におきまして刑事被告人を証人として喚問するということが問題になりましたときに、非公式に例えれば御意見を聞かれたとかいふようなこともあつたと記憶するわけでございます。そういう意味で、今回は法務省の方から先ほど御説明申し上げましたように御説明に伺つたわけでございますけれども、従来も同じような刑事被告人を国会に証人喚問するという問題が起りましたときにはいろいろ御意見を申し上げたこともございまして、国会で御議論をいただいたこともあつたはずでございます。当参議院の法務委員会におきましても、この問題が前に御議論されたこともございまして。

○北村哲男君 そうすると、このメモの中の「意見を申し述べないこととして」といふのはどういふことなんでしょうか。確かに国会では議論されておられます。前に稲葉法務大臣なんかこの問題について御議論されたのであつて、法務省、特に事務局が案をえて政界に対しておられるのは国会に対して言うかどうかといふのはかなり重大な問題だと思つておられます。私が先ほど言つたように、単なる国民の陳情とはもう立場も違つたり力も違つたり影響も違つたり、しかもプロの集団としての力も違つたり、確かに普通の議員の人だつたら、ああ、そこから、「申し述べないこととして」といふのは、やっぱりそれだけのけじめを持つてそういう方針を持つておられたらと思う。その辺をあえてどういふことと申されるのかの意味がはつきりしません。



○政府委員(濱野久君) 先ほど私お答え申し上げましたように、過去の事例としまして、刑事被告人を証人として喚問する問題が起こったときに、例えば法務当局はどう考へるかということに非公式に聞かれて御意見を申し上げたということはあると思うわけでございます。そういう意味で、もちろん今回は、委員御指摘のように、聞きもしないのに法務当局の方から意見をというか説明に回ったじゃないかという御指摘だと思いますが、そういうことであればその方法等について十分心しなければならぬことであると、その影響の度合い等について配り足らなかつたという御指摘を受ければ、それはもう甘んじて受けなければならぬと思ひますけれども、特に今回今までと違つたことをやろうということでは御説明に伺つたつもりはないわけでございます。

これはもう一つ申し上げますと、国会の委員の方々に、法案の説明あるいはそのほかの案件、例えば具体的事件の内容について説明を求められるとかということ、あるいは先ほど申しました法案の説明等も含めて委員の先生方の御協力をいただかなければならぬ、ということには、積極的に法務当局の方から御説明に伺つて御理解を得ようとする努力を従来もやってきたこともございますし、そういう意味で一つの、陳情という言葉が適切かどうかわかりませんが、御説明に上がらせていただいたというつもりでおるわけでございます。

○北村哲男君 たくさん質問を用意しておつたのですが、もう時間がわずかになりましたので、この問題について最後に若干伺つてやめたいと思ひます。

今も演習事局長が時期的に適當であつたかどうかというお言葉を言われましたが、極めて悪いことであつたことはもう當然だと私は思ひます。しかも私が、日ごろ余り大きい声も出ないのですけれども、これだけ言えるというのは、いわゆる私どもの後ろにいる国民が本当にやっぱり阿部さんを国会に呼んで聞きたかつた、聞くべきだとい

うふうなものを感じるからこういうふうな長々とやるのであつて、極めてまずい措置であつたと思ふのです。

ところで、大臣にお聞きしますが、二月二十六日、衆議院の法務委員会、小森さんという私どもの同僚議員がいるのですが、その方がこの問題について言われたときに、大臣はこういうふうな答弁しておられます。法務省の実務者がまじめな気持ちで陳情を行つたと思つて、「ただ、妙な誤解を受けたとしたら、進め方が適切でなかつたのではないかと感じております」という答弁をしておられます。与党の方々がどうかは私も確かめたことではないのですけれども、全野党の人たちはござつて、誤解が正解かとはともかくとして、もうひどい干渉をしたという評価をしてゐるのは事實であります。「誤解を受けた」といふふうな問題ではなくて、やっぱりこの間多くの時間を割いて問題にしてゐるということは、これは事實であります。すると、この「進め方が適切でなかつた」という評価は今でも変わらないと思つておられますか。あるいは、先ほどの答弁を聞いてみると、何が悪いといふふうなことをちらちらと感じるところがあるのですけれども、その辺については政治家としての大臣はどういうふうな考へておられますか。

○國務大臣(田原隆吉) 私は、時の大臣として後から聞いてどうかといふふうな考へただけでありましたが、実務者がまじめな気持ちで自分たちの実務上の話をした、しかし御存じのような状況であります、その進め方が短かつた等の關係もあつたようであり、一斉にそろつて行つていふやうな印象を与えたりしたやうなやり方が余り上手ではなかつたのではないかと、やはり実務的にじゆんじゆんと御説明申し上げるのが筋ではなかつたかといふふうな考へたりしてあります。

ただ、あくまでもそのときに國政調査権は立法府と行政府を監督する調査権として優先するとい

うことが前提で、檢察といへども行政でありますから、院がお決めたことならそれは何でもないので、院がそのとおりに従うのだということも前提にしてやっておりますから、私自身は別にそのときには奇異に感じたりはいたしませんでした。それがそのときの實感であります。

ただ後から振り返つて、小森先生の御質問にあつたように、そういう反響があるとしたら、やはり方、進め方はもう少し事務的に誤解を招かないようにやる方法があつたのではないかと、いふふうな思つております。

○北村哲男君 もう一点、大臣は法務省に対する監督者として、あるいは最高責任者として、多くの人が誤解をしておられるのではないかと思ひます。その措置の不適切さに対してどのような善後策をとり、みずからどのような責任をとられ、あるいは実行行為者に対してどのような責任をとらせようとしておられるのか、その点について最後にお伺ひしたいと思います。

○國務大臣(田原隆吉) 私は確かに最高責任者でございますが、大臣が議院内閣制であるというのにはやはり政治的判断をするということが主だろつと思ひますが、これは実務的な判断のもとに行われたものであつて、その進め方に余り上手でなかつた点があつたとしてもそれをとがめる気はいたさないわけであります。ただ、今後はこういうことがないように私自身も気をつけなければいかぬと思つております。

しかし、私がこれに干渉してどういふことをさせたりそうしたりすることがあるとすればそれはもう困つたことであつて、やはり実務は実務でやつてもらわれない、いわゆるよく言われる指揮権云々の問題にもなるわけでございますから、私は実務の問題は実務の問題としてそのまま進めていくのが至当ではないかと考へております。

○北村哲男君 今の問題については一応終えたいと思ひます。

裁判所が来ておられますので法務省も含めてお伺ひしたいと思います。

法曹養成制度について所信では特に言つておられますが、それがどのように成果があつたのかというところは、去年一回司法試験があつたその後どういふことがあるかということもあるのですが、時間の關係で一つ、司法研修所は今湯島にあるんですが、そこでは大体五百人の修習生を対象として施設があります。それだと新しい司法試験改正によつて数年のうちには九百人になるのでとても器が間に合はないといふことで練馬の方に移るといふ話があつたやうなんです、それが非常に練馬区と國との間で交渉が難航しておるといふ記事もあります。また先般は、何かこれが地下鉄を通すことによつてうまくいったのだといふ話も新聞に載つております。

そういうことを含めて、司法研修所の移転問題がどのように進み、そして目的とする九四年には完成をする予測を持つておられるかどうか、この点についてお伺ひしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(仁田隆郎君) 司法試験制度改革を機会にしまして司法研修所を現在地の湯島から別地に移転して建てかへたい、そして私どもの研修の充実を図るといふことで今作業を進めておるところでございますけれども、移転先はキャンパス朝霞跡地の留保地の一部、和光市と今、委員御指摘の練馬区にまたがり六・五ヘクタールのところに移転する予定でございます。

いろいろ今御指摘のやうな難航をいたしましたけれども、折しも今週の月曜日、三月九日の国有財産関東地方審議会におきまして司法研修所の敷地とすることが適當である旨の答申を得ました。したがひまして、和光市及び練馬区の地元の御了解も得て研修所の移転計画は具体的に進むことになりましたので、その具体的な整備計画を今進めておるところでございます。

現在の研修施設は約一万平方米メートル、合宿舎が約五千平方メートルでございますけれども、これを集約いたしまして延べで約五万一千平方メートル

舎、合宿舎を平成四年度、五年度の二カ年で工事を進めまして、平成六年四月には開所できるよう鋭意作業を進めたい、このように考えておるところでございます。

○北村哲男君 寮のようなものはどうなっているのですか。

○最高裁判所長官代理者(田中陸郎君) 今、松戸に寮を持っておりまして。これが約二百人収容できるわけでございますけれども、この先七百人を超える修習生を迎えるということになりますと、この合宿舎では賅い切れません。そこで、今申し上げました土地に研修をやる場所と合宿舎をあわせてつくりたい、このように考えておるところでございます。

○北村哲男君 いろんな方々をお呼びしまして質問ができなくて申しわけありませんでした。私の持ち時間が大体来ましたが、あと二、三分ありますので一点だけ。

昨年の司法試験法の改正で従来より二百人、まあわずかでありましたが、合格者がふえたということでありまして、その第一回の司法試験法改正後の第一年度の成果と申しますか、あるいは今までと変わった点と申しますか、あるいは将来の見通しと申しますか、その点について今わかっている範囲のことで結構ですから御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(濱崎泰生君) 今御指摘いただきましたように、平成三年の司法試験の合格者は六百五十九人というになりました。平成二年の合格者は四百九十九人でございますので百六人増加したというところでございますが、これは先般の法改正を含む司法試験改革における法曹三者の合意、まず平成三年及び平成四年は百人程度増加させるといふ合意を踏まえて、司法試験管理委員会及び司法試験審査委員会議の御理解を得て実現を見たものでございます。

その結果どういふ変化が生じたかということでございますが、まず平均年齢について見ますと、平成二年は二十八・六五歳でございましたが、平

成三年は二十八・六四歳でございまして、この点においてはほとんど変化があらわれておりません。

それから、御案内のとおり、平成七年までに行う検診の関係で基準として位置づけられておりますのは、初めての受験から三年以内合格した者、あるいは五年以内合格した者の数の推移を見ようというところでございまして、この点について申し上げますと、三年以内合格者の割合は、平成二年が一七・四％でございましたが、平成三年は二〇・八％というところで三・四ポイント上昇しております。それから五年以内合格者の割合は、平成二年が四〇・三％でありましたが、平成三年は四三・三％で、これも三％上昇しております。ただ、この辺の割合というのは、実は過去においても年ごとに数％程度の出入りがあるものでございまして、この三年以内合格者、五年以内合格者の増が合格者を約百人増加させたことによる効果であるかどうかというところは、これはさらに今後の推移を見なければ何とも申し上げられないことであらうと思っております。

○北村哲男君 終わります。

○中野鉄造君 私、前回の委員会で聴取いたしました法務大臣の所信に対して幾つかお尋ねいたします。

(委員長退席、理事北村哲男君着席)  
既に冒頭から同僚委員の指摘もございましたが、先月十三日に法務省幹部が阿部文男衆議院議員の証人喚問に関して与野党議員に異例の陳情を行いましたことは、これは他院のこととはいえ、やっぱり看過すべき問題ではない、そうした極めて遺憾の意を抱いてお尋ねいたしますが、先ほどから言われているように、申し上げるまでもなく、国政調査権というのは憲法第六十二条で定められておりまして、証人の出頭及び証言について明文

化されております。

先ほど来大臣からも政府委員からもいろいろお答えがございまして、御説明もあつております。しかし、それはあくまでも法務省側の理論であつて、このようなときにこのような形でどういふ陳情を行ったときに国民がどういふような感じをするだろうかというふうな点、国民感情というふうな点についてお考えになった上でなされたことかどうか、その点いかがでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 先ほど北村委員の御質問の際にもお答え申し上げたつもりでございますが、刑事被告人を証人として喚問する問題につきましては、現に裁判進行中の係属中の公判の審理との関係を十分御考慮いただいた上で国会において御判断いただきたいことを御説明申し上げたつもりでございますが、一念で御説明に伺ったつもりでございます。

ただ、今、委員御指摘のように、その時期あるいは方法等について十分考慮を働かせるべきであるという御指摘につきましては、今後とも今の委員のお言葉を十分かみしめて努力させていただきますというふうな思っております。

○中野鉄造君 国民の素朴な感情から申しますならば、どんなに職務に忠実であるがゆえの御説明をいろいろ聞いたとしても、やはりこれはもう弁解にしか聞こえない。また、これだけ政治に対する不信感が強まっている中では、むしろ法務省もぐるではないか、そういう声きえ聞こえてくるくらいのものでありますから、したがって今回の件は、これは余りにも国民感情というものを度外視した、無視した、極めて無神経で配慮に欠けておつたということではなかつたかと私は思っています。

改めてお尋ねいたしますが、今日なお、やはり自分たちのやった今回の件についてはいささかも間違いはなかつたと思ひでしょうか。  
○政府委員(濱邦久君) 先ほど北村委員の御質問に対してお答え申し上げたときにも申し上げたつもりでございますが、私をも含めまして法務省の

職員が御説明に上がったその本意は、裁判係属中の刑事被告人を証人喚問されるについては、裁判係属中の公判の審理との関係を十分御考慮いただいたつもりでございまして、特定の証人を喚問するしないということについて御意見を申し上げたつもりは全くないわけでございます。

ただ、これも、私どもがそういう御説明に上がったこと自体は、先ほど来申し上げておりますように、国政調査権に口を挟もうとかいうような気持ちには全くないことは御理解いただきたいと思つてございまして、国会が国政調査権の行使としてどなたを証人喚問されるかあるいは参考人として招致されるかというふうなことをお決めになるにつきましては、これは国会が国会の御良識で御判断されることとございまして、そういう御判断がありますれば私どもは当然それを尊重しなければならぬというところは、もうその当時から今も全く気持ちとしては変わりないわけでございます。

○中野鉄造君 先ほどから申しておりますように、あなたの方の極めて職務に忠実なそういう思いの余りになされたということについてはよく私も理解できますけれども、何回も申し上げるようですが、こういうときだけに国民がどういふように感じるだろうかということをおいまいとつ配慮に入れていただきたかつたということを重ねて申し上げて、今回のことについてこれを今後のあれとして、さらにこういうことについては慎重の上にも慎重を期してひとつ当たっていただきたことと強く要望させていただきます。

さて、法務大臣は所信においてパブル経済の破綻に伴う昨今の犯罪情勢に言及されて、このような情勢下での検察態勢の一層の整備充実にお触れになっておられますけれども、具体的にいろいろ計画されていることがあつたならばお聞かせいただきたいと思います。また、昨年司法試験法が改正されましたけれども、この平成四年度の検察官への任官希望状況がどのようになってくるのか、

その辺のところもお尋ねいたします。  
○國務大臣(田原隆吉) 御質問の後段の司法試験のことにつきましては後ほど政府委員からお答えさせていただきますが、私が所信表明でこういうふうにおっしゃったのは、最近の犯罪情勢は従来以上に悪化してきたりあるいは複雑多様化してきたり、そして交通通信の発達に伴いまして広域化してきておるといふようなことを判断しまして、このような情勢に対処して適切な警察行政を構築するにはどうしたらいいかということが念頭にあったわけでありまして。

それには人の問題、それから設備の問題あるいは予算の問題とかいろいろありますが、それをもうちょっと細かく申しますと、慢性的な、慢性的と言った怒られるかもしれないが、非常に空席が今のところ定数の割にあります。こういう問題も頭に置きながら、人的、物的の面において一層充実したい。そういうことで、研修あるいは研究活動の充実、専門知識の涵養のための行動、それから警察の機動力を強化するというふうな設備その他の問題、それから検察事務がやはり旧態依然では効率が悪くということ、この科学化あるいは効率化を図る。それから犯罪情報を、今は情報化社会ですが、これは検察といえども、特に検察こそこの情報の把握あるいは情報処理を正確につかむということが大事である。そのために必要な教育訓練並びに施設の充実というふうなことが念頭にあったわけでありまして、要するに検察活動に対する国民の御協力をいただきたいということが念頭にあったわけでございます。

○政府委員(則定衛君) 司法試験改革と検事任官予定者との関係でございますが、委員御案内のとおり、昨年の春いわゆる司法試験法の改正も行われまして、その昨年の秋の司法試験の最終合格者の時点におきまして、その前年の年と比べまして約百名の合格者増になったわけでございます。この増員の関係につきましては、この春研修所につ

レッシュマンとして司法修習生が入るわけでございます。この人たちが果立ちますのはなお二年後ということになります。また一方、法律改正の一つでございます受検科目の一部削減、つまり教養選択科目の削減につきましては本年度の試験から行わせていただく、こうなっておりますわけでございます。そういう意味で、いまだその結果が任官、採用の面に反映する段階には至っていないわけでございます。私どもとしましてはそれらの効果が検事任官確保の面でプラスになるように期待しているところでございます。

ところで、この司法修習生者の数がこれまでと同様の約五百名ということで、この四月初めに新たな任官候補者群が出るわけですが、その中で現在検事任官を希望しております人の数は五十名程度ということになっておられます。これはここ数年見ますと比較的少なくなっております。そういうふうな状況でございます。

○中野鉄造君 次に、外国人就労問題についてお尋ねしたいと思います。  
出入国管理行政の充実強化について大臣もお触れになっておられますけれども、詳細は今後行われる外発法一部改正案のときに触れたいと思っておりますが、きょうは今まで何回も問題にされておられる外国人労働者問題についてお尋ねしたいと思っております。

最近、テレビあるいは新聞をにぎわしておられますいわゆる原宿とか上野公園のあの一带にたむろしている外国人の労働者の方々、そういうふうな人たちの問題が大きく取り上げられておりますけれども、法務省推計でも、昨年五月までの外国人不法就労者は十六万を超えようとしている。実際には二十万人を超えているというふうな推計もあるようなんです。このことについては、関係省庁はもとより、第三次行革審の答申あるいは昨年十二月二十一日の新ラウンド包括協定案でもこの件については取り上げられておられますけれども、こうした内外両面から外国人労働者に対する我が国の対応が求められているところでございます。

この件については、もう今やただ検討、検討では済まなくなってきているんじゃないかと思えます。このままいけば本場にこうした東京あるいは大阪といったような大都会は治安、風紀ともに日々これらもう乱れに乱れてくるんじゃないかということも憂慮しているわけですから、この際、出入国管理行政を所管しておられる立場の法務大臣の所見を伺っておきたい、こう思っています。

○國務大臣(田原隆吉) お答えいたします。  
今日の我が国を取り巻く国際環境は大いに變化してまいりました。我が国の国際社会における地位は非常に高まっておりますが、これに伴いまして我が国が国際社会において果たすべき役割が非常に大きくなると認識しております。したがって、お説のように、出入国管理行政というのは非常に重大な問題になってくるわけでありまして、確かに、おっしゃるようには、不法滞在者と申しますか、さつき不法就労とおっしゃいましたけれども、わかっている数字は約十六万でございますが、不法滞在でございます、この大半が不法就労者だと思っておりますけれども、そういう膨大な数字になっております。

そこで、社会問題等いろいろ起っておりますが、基本的には法務省といたしましては、細かい点では後ほど政府委員が答弁しますけれども、国際協調、国際交流の増進への寄与という基本方針がなければならぬ。それから、我が国社会の健全な発展の確保の理念が必要と考えておられる。この二つの理念のもとで、留学生、研修生、技術者等を幅広く受け入れなければならぬ。それで、研修制度についても今までもと違った新たな制度を設けて、一度研修を受けて、そしてある程度技術力がついた人が就職した段階を奨励と称するということも、そういう制度の創設とか、そういうことも検討中であります。

それで、不法就労者等の問題につきましては、これはもうゆゆしい問題でございますので、入国管理局のみならず、法務省挙げてこれに取り組んでおるわけであります。

自民党のことを申して恐縮でございますが、自民党におきましても外国人問題研究会というのを先日つくりまして、関係省庁が非常に多岐に及びますし、関係部会も多岐に及びますが、私も出てまいりまして、あつちのきせられましたけれども、非常に今真剣に取り組む姿勢を見せておられる次第であります。細かい点については、政府委員から答弁させていただきます。

○政府委員(高橋雅二君) ただいま委員の御質問にございました外国人労働の受け入れ問題についての点でございますけれども、基本的には、専門的技術・技能、知識等を持って我が国で就労しようとする外国人は幅広く受け入れることができるように入管法の在留資格を整備したところでございます。いわゆる単純労働者に関しては、我が国の経済社会全般に影響を及ぼすところは、ございません。受け入れの是非に関するいろいろな意見がございまして、まだ国民的なコンセンサスというものが存在していない状況でございます。しかしながら、これらの問題にどう対処するかにつきましては、政府部内においても引き続き検討しているという状況でございます。

○中野鉄造君 次に、登記事件への対応について所信でお触れになっておりますけれども、この登記事務のコンピューター化の推進状況について現在をお知らせいたしますと同時に、戸籍事務のコンピューター化への取り組みについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府委員(清水滋君) 登記事務のコンピューター化につきましては、委員既に御承知のとおり、戦後急増した登記事件を適正かつ迅速に処理するためのいわば抜本的な方策として長年にわたって研究開発を続けてきたものでございます。平成二年度から現在に全国の登記所にこれを本格的に導入するという作業を展開してきていただいておりますが、平成四年三月十二日現在、八法務局、五地方法務局の三十八の登記所におきまして、コンピューターで登記事務を処理するいわゆるブックレスシステムを稼働させているところでござ

ざいます。また、このコンピュータ化の前提作業である移行作業と申しますか、つまり現在の登記簿に必要な事項が記載されているわけでございますけれども、コンピュータ化するためにはその紙の登記簿の記載事項をコンピュータに移しかえるという作業が必要になるわけでございます。これが大変膨大な作業になるわけでございますけれども、こういった移行作業を現在二十二の登記所において実施いたしておるわけでございます。さらに、平成四年度予算が認められた場合には、この移行作業を拡大するとともに、移行作業が終わった登記所につきましてはコンピュータを本格的に稼働させる、こういうことになるわけでございます。

全国の登記所、これは現在千百余り、職員がたった一人しかないというような登記所を含めまして千百余りあるわけでございます。これをすべてコンピュータ化するということになりまして、相当長期の時間とそれから経費を必要とするということになるわけでございますけれども、できるだけ着実にこの登記のコンピュータ化を進めてまいりたいというふうに考え、目下私どもの取り組むべき登記行政面における最大の懸案事項としてこれを推進しておるところでございます。

それから、戸籍事務のコンピュータ化についてでございますけれども、戸籍は法務大臣の監督のもとに全国の各市町村が具体的に戸籍事務を行っているという状況にあるわけでございます。この戸籍事務のコンピュータ化につきましても、市町村の戸籍事務担当者からかねてよりコンピュータの導入についての要請がされてきたわけでございます。そこで、法務省としては、そもそも戸籍事務がコンピュータになじむものであるかどうかというような研究を従来続けてまいりまして、これは昨年でしたか、戸籍事務をコンピュータによって処理することができるといふ結論をいただいたわけでございます。そこで、現在は、それではどういふプログラム

でコンピュータ化するのがよろしいかということ、今具体的なプログラムの作成の研究、検討を依頼しているところでございます。戸籍事務は各市町村で行うことになりまして、それぞれ各市町村でコンピュータを入れるということになります。やはりプログラム等は統一された形でありませんとするんが支障が生じるということになりますので、それについては法務省の方で統一した形のものをつくって各市町村を指導したい、こういうふうに考えている次第でございます。

○中野鉄道君 所信に対する質問の終わりになりますが、今期国会提出の予定法案につきまして、当委員会では七件、別途衆議院で前国会からの継続法案二件と比較的多数の法律案が当委員会に付託されることになっておりますが、今期国会では本院先議法案も考慮されるなど政府側の柔軟な対応もつかえるのは、参議院重視の立場からこれは評価できるところでございます。私は、殊さらこの現在のねじれ現象を強調するつもりはございません。せんけれども、委員会審査を通じて問題ありとされた結果については、野党の意見も十分反映されたいと思っております。その辺のところについて大臣の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(田原隆君) この国会に提出申し上げております、そして御審議をお願いすることにしております法務省関係の法律案は、ただいま先生がおっしゃいましたように、新しく七本とそれから継続二本ということになっております。その七本の中で、外国人登録法の一部を改正する法律案とそれから刑事施設法というのには特にいろいろ議論のある法案ではなからうかと思っております。いざいざ、御指摘の事項がございましたらその御趣旨を踏まえまして誠実に検討してまいるといふ所存でございますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いたします。

○中野鉄道君 次に、私は、もう前々回から引き続いて当委員会でのたびごとに取り上げております人事訴訟手続法の一部改正の問題について、きょうもまたお尋ねしたいと思っております。今までも当委員会においてこれは言い続けられてまいりました。昨日も通告で、きょうは大臣にお尋ねしたのでひとつ大臣によく私の質問の趣旨をお伝えいただきたいということを言っておきました。私は一番当初にこの件について事例を挙げて詳細にお尋ねしたわけですが、今日までの経緯、大臣は御存じになっておりましたか。

○国務大臣(田原隆君) 担当者からお話を聞きまして、それなりに理解しておるつもりでございます。○中野鉄道君 私がなせしつこくこの件を取り上げるかといえ、現在の人事訴訟手続法というのが全く不意打ち判決である。いわば覆耳に水的な判決であって、それに対して全く国民が保護を受けられないという現状にあるということをお尋ねは非常に重視しているわけでございます。申し上げるまでもなく、人事訴訟手続法においては、当事者以外の第三者に対する既判力の拡張すなわち対世効が八十八条一項、二十六条、三十二条において認められております。その結果、自分が全く知らない間に確定した他人相互間の訴訟の判決の効力が自分に及んでくる、これがいわゆる全く覆耳に水的な不意打ち判決だということを私は繰り返して繰り返して言っているわけなんです。しかも、このことについては、確定したこの不意打ち判決に対する救済措置を最高裁判所は認めない。これは平成元年十一月十日の最高裁の判決がまさにそれでございます。

それに対して、過去何回かの私の質問に対して民事局長あたりからも、そのために補助参加というものが設けられている、認められている、ということは何回もお聞きしておりますけれども、補助参加といふのはいわばこれはバイパス的なもので、しかも国民周知のものではない。六法全書にさえもこの補助参加なんていう条文はないわけ

んでして、よほど法律に明るい人かあるいは専門家でないければこういうことがあるということさえも知らないわけなんです。ですから、補助参加、補助参加と言われても、それはいわば第三者がそういうものがあるということを知っておるということが大前提になるわけであって、第三者としては、自分の知らないところで知らないうちにそういう訴訟事件が起きていくということさえもわからないわけなんです。まして、そういう補助参加というような方法があるということさえも知らないわけなんです。

要するに、国民周知の法律ではない、こういうところから、私はこの人事訴訟手続法には欠陥があるんじゃないか、こういうことを繰り返して繰り返して言っておるので、そしてそれに対して、さきの左藤法務大臣は私のこの質問、要望に対して、早速それは検討し、これを改正するということをおっしゃった。このことについては法務大臣、引き続き承知しておられますか。○国務大臣(田原隆君) 左藤大臣のお言葉から、口から耳へというふうに直接には聞いておりませんが、政府委員であります民事局長を通じてそのことについては聞いております。

○中野鉄道君 この法律は、御承知のように、明治三十一年制定のものでございまして、それから今日までずっとそのままになっておる。いろいろ聞くとところによると、近く民事訴訟法が全部改正になるといふところから、この民事訴訟法の全部改正と同時に並行して人事訴訟手続法もひとつ改正していこうというふうな、こういうお話がございまして、私も聞いております。

しかし、私が申し上げるのは、この人事訴訟手続法というのは非常に欠陥法律であり、しかもこれは緊急を要するところである、改正が緊急性を帯びているところから私はこれを強調しているわけなんです。そこへいきますと今の民事訴訟法というのは、いろいろ改正する点は、この時代の流れと社会情勢が変化したということから改正する点はあるかと思っておりますけれども、少なくとも欠陥

というものはない。完全に機能しているわけなんです。そこへいくと人事訴訟手続法というのは、今申し上げるように救済措置がない、欠陥法律である。私は、そういう意味から、民事訴訟法の全部改正はこれは当然のことながら、それと並行してやっていますというところではなしに、人事訴訟手続法はそういう欠陥がある、非常に緊急を要するものでもあるというところから、これは分離して早くやるべきじゃないかということ再三申し上げているわけなんです。

参考までに申し上げますと、当法務委員会において昨年四月九日に同僚議員から、最高裁判決があったことを契機に少年法及び刑事補償法の欠陥問題が指摘されました、それに対する質問がなされて、法務大臣は問題点のあることを認めて、これを検討すると答弁されました。それを受けて、法務省の刑事局としては迅速かつ誠実に作業されました。そして、今国会に少年の保護事件に係る補償に関する法律案を提出されております。ところが、人事訴訟手続法についてこの少年法及び刑事補償法に関する質問の一月前には私に言っているんです。昨年の三月七日にこれは質問しました。そして、さきの法務大臣がこれをやると約束してくれました。私よりも一月後に言った同僚議員の少年の保護事件に係る問題は、今回、目の目を見るようになってきている。どうして私の言ったのはそういう後回しにされるのか、どうしても私は釈然としない。非常に不満なんです。その点いかがでしょう。

○政府委員(清水清君) 御指摘のように、昨年の三月七日の当委員会におきまして中野先生から質問がございまして、人事訴訟の判決の効力を受ける第三者の再審問題、非常に重要な問題であるからという御指摘をいただいたわけでございます。

そこで、私もといたしまして、この問題は人事訴訟のあり方というものをめぐりましてかなり基本的な問題を含んでおることから、これは至急真剣に検討しなければならぬということとを私及び当時の左藤大臣もお答えになったとい

うふうに承知いたしておるわけでございます。私も、すぐそれを踏まえまして法制審議会に、当時民事訴訟法の全面改定作業というふうな作業もしておりますところでございますので、調査審議をお願いいたしました。この三月七日のすぐ後の小委員会におきまして、本件の経緯等を説明いたしまして委員の先生方の御意見を求め、また公明党からこの人事訴訟手続法の一部を改正する法律案要綱というものが提出されておりますので、これもお配りして公明党のお考えを説明するということをお願いしたわけでございます。

そういうことをいたしたところ、この民事訴訟法部会では数回にわたって議論をしたわけでございますけれども、確かにこの人事訴訟については問題があると。しかし、先生の欠陥という言葉がどういってお言葉なのか、具体的に法律的にどうい意味を持たれるのかちょっと定かではございませんけれども、現在の人事訴訟手続法というものを前提にしてどういふうな改めたらよいか、あるいはどういふうな改め方がよいかというふうなことになると思います。これはいろいろまた議論があるわけでございます。やはり根本的には人訴の再審あるいは民事訴訟の再審制度というふうな問題とも絡んでくるというふうなことから、この問題について民事訴訟法の検討項目の中に加えて、そして各方面の意見を伺うのが相当ではないかというふうなこともございまして、そこで、昨年の十二月に検討事項が取りまとめられましたのでこれを公表いたしました。ことしの六月十五日まで関係方面の御意見を伺いたいということにいたしているわけでございます。

ただ、そういう御意見の中で、中野先生がおっしゃるように、非常に緊急だという意見ももちろんあることは私も承知しているわけでございますけれども、いろんな意見の中で、例えばこれだけは切り離して早く対処すべきではないかというふうなことでございまして、私もまたそれなりに対応はいたしたいというふうに考えているわけでございます。

今国会には少年補償の法律案が出ておりますが、その問題とはちよつと性格が違うのではないかなという感じを私は持っておりますけれども、私もといたしまして、法制審議会という場ではございまして、真剣に現在議論を重ねておるといふことで御理解をいただきたいと思っております。

○中野鉄造君 私に欠陥法律だと申しましたけれども、どが欠陥と言われるかその意味がちよつとわからないというふうなことをおっしゃいました。私は、要するに国民はひとしく裁判を受ける権利を有しているということが憲法で保障されているんですけれども、その点がこの人事訴訟手続法では欠けているじゃないか、したがってこれは欠陥だ、私はこのように理解しているんです。

そういう意味で申し上げますけれども、今局長も御答弁いただきましたが、これは今まで何回も私の質問に対するたびごとにお答えになつておられると大体同じようなことの繰り返しじゃないかというように私は受けとめざるを得ないわけなんです。ということは、私が言っている、何回も聞いておるそのたびごとに一つも前向きに、本当に一歩も前進していないじゃないかというふうな感を強くするんですが、これは民事訴訟法の全部改正の作業と切り離してやることはできませんか。

○政府委員(清水清君) そういう方法と申しますか、可能性も多分にある問題領域であろうというふうにも思っております。ただ、私も六月十五日まで私どもの意見とか考え方ということは一切白紙の状態でご覧になっておられる必要はないかというふうなことを考えている次第でございます。

○中野鉄造君 やはり六月十五日までのそういうふうなところへのいろいろな検討方を依頼しているということ、それはわかりませんが、それはそれとして法務省自身もつと前向きな姿勢であったならばその結果も違うと思うんで

す。こういうことを言われておりますからどうぞ御検討くださいなことで、これはやっぱり成り行きに任せるしかない、こういうことになってくるわけですね、もつともつとこれは法務省自身も、少年法の改正とかなんとかということとは事件の件数なんかは違ふと思っております。たとえ二件か三件の件数であっても、やはり一人一人の国民の生命、財産を守るといふ意味からはこれは軽視できないことじゃないかと思っておりますので、どうかひとつ法務省また民事局長また法務大臣、この件についてせつかく真剣に取り組んでいただきたいことを重ねて強く要望いたしておきます。

次に、最近の保険金殺人疑惑事件についてお尋ねいたします。

二十年来、妻と子供あるいは第三者を被保険者として、その妻、子供または第三者が死んだときに自分または個人会社が保険金を受領する、あるいはそれをもらおうとして保険会社が支払いを拒絶した、こういったいわゆる保険金殺人疑惑の死亡事故がいろいろなマスコミ等の記事にぎわしております。近くはもう皆さん御承知のように、大分県、これはもう既に死刑判決が出て獄死しましたけれども、あの荒木虎美事件とか、モルジブにおける新妻水死事件とか、ロサンゼルススの三浦事件とか、沖繩のトリカブト事件とか、同じこれも外国の問題ですが、タイにおける日本人の乗用車運河飛び込み水死事件、福岡における乗用車もろとも二人焼き殺し事件とか、フィリピンのマニラにおける日本人射殺事件、もうまるでテレビのドラマみたいなそういう事件がメジロ押しに続いております。全部これは保険金が絡んでいるわけなんです。

こういうようなことが、一つの事件が起こるとそれにヒントを得て連鎖的にこういう事件が起こってくる、こういうことについて大蔵省としてはどういふ取り組み方、どういふお考えをお持ちですか。

○説明員(北村蔵治君) 今御指摘の保険金殺人事件等を含みますモラルリスク、保険関係者はこれをモラルリスクというふうと呼んでおりますけれども、こういうふうな問題が御指摘のように新しい手法等を含めましていろいろな形で出てくることについて、私どもは非常に憂慮しているわけでございます。

これまでも生命保険、損害保険双方につきまして、私どももいたしましては、保険金の詐取を目的としたような殺人事件に及ぶようないわゆるモラルリスク問題、これは善良な契約者を保護する、そしてまた国民の信頼の上に営まれるべき保険事業というふうな観点から極めて遺憾な問題というふうにご認識しておりまして、その意味で業界を指導してきておるところでございます。そしてまた、昨今のいづれの件につきましても、さまざまな情報を集めながら慎重に見守っている、そして必要に応じ業界に対し指導を行っていきたい、こういうふうにご考えておられる状況でございます。

○中野鉄道君 つまり、自分以外の者、すなわち他人の生命に保険を掛けて、そしてその人が死んだときに自分が保険金を受領する、これを内容とする生命保険契約手続には、これは商法六百七十四条の一項で「他人ノ死亡ニ因リテ保険金額ノ支払ヲ為スヘキコトヲ定ムル保険契約ニハ其者ノ同意アルコトヲ要ス」云々ということが書かれております。ところが、現実にはこの被保険者となる他人の同意、承諾をとらないで保険契約を契約しているのがむしろ通例なんです。

私も何店かの保険会社を訪ねて実際にずつと調査してみましたけれども、外交員さんたちが保険を契約してとってくる、そして営業課長なら営業課長にそれを報告する。そのときに営業課長さんがその被保険者の承諾を受けていますか、というところは問ひ合わせもしない。またその外交員さんも被保険者の承諾をとっている人もいるだろうし、とっていない人もいるだろうし、そういうことを一々チェックはしない。ただし、保険会社にはそれぞれそういう被保険者の同意を要

すという規定はあるというんですけれども、現実にはそういうようなものは空文化している。これが現状のようです。

そこで、大蔵省にお尋ねいたしますけれども、大蔵省が保険業法に基づいて認可している生命保険約款ではどうなっているのか。その保険金額の多寡あるいは保険契約者である保険金受取人と被保険者である第三者との身分関係、あるいは親族関係、第三者の年齢のいかん等によって、これも先ほどの商法六百七十四条一項の被保険者である第三者の同意を不要としているのかどうか、不要としているならばそれはなぜか、そのところをお尋ねしたいと思います。

○説明員(北村蔵治君) まず、生命保険につきましては申し上げたいと思っておりますが、生命保険業界におきましては、これまで契約申し込み時に被保険者の加入同意を確認すること、それから契約内容、申し込み内容、例えば職業、年齢、関係者との関係、保険金額との関係等につきましてチェックをする、あるいはまた災害死亡保険金額の上限を設定するというふうなことで対策を講じているわけでございます。

私どももいたしましては、御指摘のようなモラルリスク問題を防止するために、何よりも契約締結の際の確認手続を徹底して行なう。これによりまして、加入者の選択を行うことが重要と考えているわけでございます。これが励行されるように、私ども引き続き指導してまいりたいと思っております。

○中野鉄道君 多額の保険金を掛けようとする場

合には、本人のいろいろな健康状態のチェック、診査というものをを行いますけれども、少額のものであればいわゆる無診査という形で、そういう本人のいろいろな健康状態の診査だとかそういうものを数多くに分散して保険会社に掛けておけば、こういうような本人の知らない間に保険が掛けられているというところは容易にできることとして、この間もあつた事件なんです、小企業のある社長が自分の社員のためにかかして保険金を掛けて、そしてその社員を殺して保険金を受領したというふうな事件がありました。

こういうふうなことから考えても、今大蔵省がいろいろ対策は講じられていると思っておりますけれども、やはり、あなたにだれそれがこういう保険を掛けましたよという通知をする必要があるんじゃないかと私は思っています。例えば、これは保険とは違ふんですけれども、印鑑証明をとりに行く場合でも、私は九州ですけれども、私のところの自治体あたりでは、自分が行けないでほかの人が印鑑証明をとりに行つたときには、必ず本人の私にいつか日だれそれがあなたの印鑑証明をとりに来ましたよという通知が来るようになっております。

そういうふうな、印鑑証明とはちよつと違ふと思えますけれども、保険の場合も、契約したときにあなたに対してだれそれがこれだけの保険を掛けようとしていますよと、掛けましたじやなくて承諾を受けた後初めて契約ができるというふうな、そういう方法をとられたらどうだろうか。ただ強力に指導するということだけじゃ、実際問題として外交員の人たちなんかは、とにかく何でも一生懸命契約をとるといふのが精いっぱい、なかなかそこまで保険会社としても外交員さんに対する指導徹底というのは無理じやないかと思っておりますけれども、その点いかがですか。

○説明員(北村蔵治君) まず、御指摘の少額の保険の関係をございしますが、例えば生命保険の場合、通常一千万円以下の保険金契約につきましては、

御指摘のとおり、医師の診査を行わない場合であります。しかしながら、実際の契約締結に際しましては、被保険者が所属する団体の健康管理資料、あるいは被保険者が記載する告知書によりまして加入者を診査しているわけでございます。いずれの場合におきましても、契約申し込み時に被保険者の加入についての同意の確認を行っている、こういう形になっておられるわけでございます。

それから、企業との関係の御指摘がございましたが、生命保険の場合、企業の福利厚生制度の一環をいたしまして、企業を契約者とし従業員を被保険者とする団体定期保険につきましては、これもいろいろな措置がとられたわけでございますけれども、昨年十二月に生命保険業界におきまして、従来から実施されてきた従業員に対して支払われる弔慰金等の規定の内容を確認する、並びに被保険者の同意確認等を一層強化する措置を講じ始めたところでございます。

それから、契約に際しまして、契約書におきまして被保険者の同意というふうなところで自署捺印、特に第三者が保険金を受け取る場合にはその被保険者の自署捺印が行われるよう、そこを指導してきておられるわけでございますが、今後とも御指摘のような問題が起ることのないように私どもとしては監督指導をさらに強めていききたいというふうにご考えております。

○中野鉄道君 今申されましたことは、何もこのところにかかれば始めたとということではなくて、以前からそういう指導は行われておるとも思われますけれども、しかし現にそういうところから、今までみたいなそういうただ強力に指導するといったようなことで果たしていいのかという懸念があるので私は申し上げているわけですか。



○政府委員(清水滋君) 先生御指摘のように、他人の生命の保険につきましては商法の第六百七十四条という規定がございます。被保険者の同意が必要であるということになっております。この同意がありませんと保険契約は効力を生じない、つまり効力要件になっていくわけでございます。

問題は、そういう重要な同意というものを現実の大量の——大量と申しますけれども、保険契約締結実務の中で間違いなく同意を取りつけないこととをどうやって担保するかということだろうと思うわけでございまして、この点につきましては、先ほど来大蔵省の担当の方からお答えがございましたように、大蔵省は監督官庁として確実に同意を取りつけるように指導されているということでございます。

私どもといたしましては、実体法の要件として同意が有効要件であるということは商法ではっきりしているわけでございますから、あとは現実の保険業務の上できちっとした同意をとっていたら、あるいはそういう同意を確保するためのシステムをお考えいただくということに尽きるのではないかと。この点については大蔵省は十分におやりになっていて、先ほどの答弁を拝聴してございまして私どもも考えているわけでございまして。

○中野鉄造君 商法では、確かにそういうふうな条文が法文化されている。しかしながら、それがなかなか、今や空文化したような実情にあるということもこれまた現実なんです。

それで、法務省にも一つお尋ねしますけれども、例えば不動産取引の場合のいわゆる不動産登記法第四十四条ノ二の条文が新設されましたけれども、なぜ新設されたのか。そして、新設をして果たしてそれは効力があつたのかどうか、そのところをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) 先生御指摘の不動産登記法第四十四条ノ二という規定は、昭和三十五年に設けられた規定でございます。その後、昭和三十九年に一部改正はされておりますけれども、基本的には起草の中身は変わっていない規定でございます。

この規定が設けられた趣旨と申しますのは、例えば土地を売買するということで登記をする必要があるわけがございます。その場合に、売り主と買い主双方が共同で所有権移転の登記を申請するわけでありまして、登記所の方としては、売り主として登記所にあらわれた人間が間違いなく所有者である売り主であるということを確認しなければならぬわけでございまして。確認の手段が、いわゆる俗に言われております権利証というものでございまして、権利証がないと登記の申請ができない、こういうことになるわけでございまして、

ところが、権利証というのは、これは紙でつくられていて、紛失するということもありません。他、盗難等で紛失するということもありません。登記はできないというところになります。これまた非常に問題でございますので、権利証にかわるものとして保証人を二人立てまして、この保証人の保証書をつけて登記を申請するということになつてございまして。

そういうような権利証でない保証人の保証書をつけて登記の申請がございました場合には、登記所の方では登記をする前に、こういう形で登記の申請があつたけれども間違いなくあなたに登記を申請していただけますかということ、土地なら土地の登記簿上の所有者の住所にあつてそういう手紙を出す。その手紙に対してして所有者の方で、登記申請書に押しつけてある判こあるいは委任状に押しつけてある判こと同じ判こで間違いがないかどうか、そう折り返し登記所の方に返事をさせていただきます。そういうことになりまして、これは間違いなく本当の所有者が売り主であり、登記の申請義務者として登記所にあらわれておられることが担保されますので、その段階で初めて登記官としては申請に基づき所有権移転の登記をする、こういう形になつていくわけでございまして。

このような制度が設けられましたのは、土地、

建物の所有権というのは非常に大事な財産でございますので、これが勝手に所有者でない第三者によって売られてしまうようなことを防ごうという趣旨のものでございまして、現実には全国でこういった形でこの登記の申請がされたものをちょっと数字で調べてみましたところ、年間十九万ないし二十万件程度あるようでございまして。ただし、登記の申請件数は全国で年間二千七百万ございますので、その全体の数から比べますとごくわずかではございますけれども、そういうものがございまして。

また、現実にはこういう保証書による登記の申請がございまして、登記所の方で郵便で通知をしたところ、いや私はそういう登記の申請はしていないというところが事前に発覚した事例も現実にあるわけでございまして、ただそういうような事例が統計的に何件あるかというようなことにつきましては、申しわけございませんけれども正確には把握していません、こういう状況であります。

○中野鉄造君 今大蔵省もお聞き及びのようによい、やはりそういうようなものが新設されたがゆえに未然に多少なりとも防ぐことができたというように、な事例もあるようでございまして、どうか大蔵省、また法務省もですけれども、こういう保険金をめぐむるいろいろな事件が頻発しないように、私が先ほどから提案したようなことをしたとしても悪い人はもうどんなにしてもそれをかいくぐつていろいろなことをやらすわけでして、これが万全一〇〇％とは申せませんが、これを少しも、ひとつ何とかやはりこういうようなことを少しでも未然に防ぐような方法を考えていただきたい、早く対応していただきたい、こう思うわけでございまして。この点を強く要望しておきたいと思ひます。

○政府委員(清水滋君) 先ほど中野委員の質問に對して、私、数字を間違えて答弁いたしましたので訂正させていただきます。

戸籍のコンピューター化の問題でございますけれども、平成元年度までの研究でコンピューター化が可能であるという結論に到達し、平成二年度

から実用化のための具体的な作業を進めておる、こういうふうにご訂正させていただきますと思ひます。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 リクルート、共和に続きまして、佐川急便事件が重要な国会の疑惑解明の課題になつておるさなかでございますが、私はきょうはその中の一つの問題として、山梨佐川急便の土地取得に関する重大な疑惑について質問をしたいと思ひます。

質問するに当たつて、答弁者に資料の配付をお願いしておきましたので手元に行つておると思ひます。

まず、山梨佐川急便という会社がありますが、運輸省に確認をしたんですが、この山梨佐川急便という会社がさきに有限会社甲東運輸という会社から山梨県下一般区域運送の事業免許、これの譲渡を受けて山梨佐川急便として事業を開始するわけですが、それが昭和五十三年十二月十五日であつたということは間違いありませんか。

○説明員(石井幸男君) ただいま先生御指摘のとおり、山梨佐川急便の免許につきましては、まずその前身為御指摘のよう有限会社甲東運輸ということでございます。これが昭和三十八年二月十六日に甲府市を事業区域とする一般区域貨物自動車運送事業という免許を取得してございまして、四十六年一月十一日には事業区域を山梨県全域に拡張する免許を取得しております。その後、御指摘のとおり、五十三年の十二月十五日、この日の認可によりまして甲東運輸からその行つておる事業を山梨佐川急便が譲り受けた、こういうことになつてございまして。

○橋本敦君 この山梨佐川急便の会社の社長は市川春樹という方でありますが、この会社の登記簿本で調べてみますと、昭和五十八年五月二十六日付で、今逮捕され起訴されております東京佐川急便の渡辺広康、早乙女潤氏が取締役に加わっております。そして、この二人は問題の告発がな

れ、東京佐川で解任された後の平成三年八月二日付でいずれも解任をされるその間、取締役を務めていたようでありませぬ。そして、その後は現在の東京佐川急便の新しい社長になりました渡川氏あるいは取締役の栗和田氏がこの会社の取締役に就任をしておられるわけでありませぬ。

一方、この山梨佐川急便が営業所を設け、車庫あるいは建物を設置しております昭和町の土地、これを調べてみますと、これはいずれも山梨佐川急便の所有ではなくて東京佐川急便の所有であることが明白であります。建物も同様であります。その土地の所有関係については、お手元の資料⑤の土地登記簿本が明確になっているわけでありませぬ。

そこで言いたいのは、この山梨佐川急便という会社は今佐川事件の疑惑の中核になっております東京佐川急便とまさに一心同体と言つてもいい、佐川グループの中ではいろいろな佐川急便の会社があるわけですが、東京佐川と一心同体と言つてもいい、そういう会社であるということとをまず冒頭に明らかにして、具体的な質問に入りたいと思つております。

農水省にお伺いするわけでありませぬが、資料の①で登記簿本を提出しております石和町の沢添八百六十二番の一という土地であります。この土地はもとと山林であつたようでありませぬが、これがその後地目が畑になっております。これはその資料の①の所有者欄のところでおわかりのとおり、山梨県の農地開発公社が所有をしていた土地であります。この土地は同時に、八代町増田地区の土地改良区による農業構造改善事業に加えられまして、国の補助金五〇%をつぎ込んで土地整備が行われて、文字どおり優良農地、第一種農地という優良農地であつたことが明白な土地であります。この点は農水省間違ひありません。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。ただいま御指摘のとおり、石和町砂原字沢添の八百六十二の一の土地というのが山梨県の農地開発公社の所有地だつたときがございました。か

つ、第二次農業構造改善事業によつて事業がなされたという意味合いにおきまして、第一種農地であるというふうに推定されます。

○橋本教君 私どもの調査によりますと、同時にこの土地は農業振興地域に指定をされておりました。この農振地域の指定が県の許可で解除されるのが昭和六十年六月一日になってからのことであるから、昭和五十五年、五十六年、そういった当時は同時に農振地域の指定を受けていた土地でもあつたということも明白であります。間違ひありません。

○説明員(上木嘉郎君) ただいま御指摘の点につきまして山梨県に照会しましたところ、そのとおりであるということでございます。

○橋本教君 そこで、このような農地はこれの所有権の移転あるいはこれの現状変更ということについては、農地法を基本として厳しい制限が課せられてはいることは言うまでもない。簡単に言えば、佐川急便のような運送営業を主体とする会社がこのような制限の厳しくかかっている土地を取得するということは法律上可能ですか。

○説明員(上木嘉郎君) これは状況のいかんによつて異なつてまいらぬと思つて、一般論として申し上げますと、先ほど申し上げましたように、農業構造改善事業によりまして公共投資を行った土地でございますし、かつ農用地区域内の土地でございます。農用地区域である限りにおいては農地転用の許可が行われ得ない、こういう性格のものであるというふうに言えようかと思つて。

ただ、状況の変化によりましてやむを得ないといふふうに認められる場合には、所定の手続を経まして農用地区域から除外することによつて転用許可が行われるという場合はあり得ることではございません。

(理事北村哲男君退席、理事中野鉄造君着席)  
○橋本教君 農用地区域からの除外なんという手続がない限りだめだということをはっきりしました。

ところが、山梨県の農地開発公社は、昭和五十五年のことでありませぬけれども、九月ごろに石和町の農業委員会に、実は佐川急便がこの土地を買収したいという話があるのだがどうかという内々の意向が申し入れられたというのが私も調査した一つの事実であります。山梨県の農地開発公社もあつたのが、今答弁があつたように佐川急便にまともな売り渡すことと法律上できないような話をなせ持つてきたのか全く疑問であります。そういう話があつたということでありませぬ。石和町の農業委員会はもちろんなこの農地は農地として守らねばならぬということと反対を表明いたしました。そうすると、山梨県の農地開発公社が農業委員会に説明書と称して、五十六年の六月というように私どもは見えておりますが、一通の文書を持つてきたのであります。それが資料②であります。

これによりまして、佐川急便は全く消えて、「分譲計画」のところをごらんいただくとわかりますが、今般八代町に住んでいて、本人の名前は黒で消してありますが、この方ほか三名から、これは農民であります。この土地全部について買受けたいという申し出があつた。佐川にかつて四名の農民が出てくるのであります。そして、この四名の農民の人は、次に書いてありますように、別紙に見るとおり果樹専業農家であり、若手の中堅担い手農家と判断できるから、公社としては売り渡し相手として適当と認められるので売り渡した。しかも御丁寧なことに、これらの人たちは親戚でも何でもないのに共有を希望しておりますから、そのようにしてやりたい。売り渡し価格は総額九千八百二十五万四千円程度に見込んでおつて、売買契約は六月末日までに行いたい、そこまで言つて、そして許可申請については七月の委員会まで審議していただくことになると思つて、この文書をよこしていただきました。

そこで、石和町の農業委員会は本当かどうか疑つたんですが、佐川ではなくて果樹専業の農家が果樹栽培をやるといふのであればそれはやむを得ないだろうといふことで了解をしたという経過があるのであります。

そこで農水省に伺いますが、この土地は資料①の登記簿本のとおり、甲区・所有権をこらんだとわかりませんが、開発公社から昭和五十六年九月十八日、売買を原因として五十六年十月一日付で四名の農民にそれぞれ四分の一の共有区分として所有権移転登記がなされる、こうなつたので出たということでありませぬ。

そこで、農水省に伺いますが、現在この農地は果樹栽培が行われておりますか。それとも、どのような形状でだれがどういふふうに使つておりますか、お調べになつておられますか。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。ただいま御指摘の土地につきましては、山梨県からの報告によりまして、現在スポーツ広場として使用されておるといふふうに使つております。

○橋本教君 一回も果樹栽培など行つたことはないんです。これが現場の写真です。(写真を示す)ちよつと遠くまでわかりにくいと思つて、まさに農地どころではなくて、立派な宅地化されたグラウンドであります。しかも、ここに立て看板が張りつてあります。石和、佐川急便グラウンド使用者必要事項」と書いて、公然と「山梨佐川急便株式会社」、電話番号まで入れて名前が揭示されているわけでありませぬ。文字どおり、これは山梨佐川急便がこの土地を所有していることを一つは明白に物語る客観的状況であります。

このことをさらに裏づけるために私たちが調査をいたしますと、四人の農民のいわば名をかたつて農地を取得したという、そういう経過の中で念書が取り交わされていることがわかりました。これがお手元の資料の③であります。この念書によりますと、土地を表示した後、山梨佐川急便の代表取締役市川さんの利があるわけですね。あて名は四人の農民の一人ですが、名前を秘すためにこれは消しました。「右土地は事実上当社」、つまり佐川急便「に所有権があつたものですが、手続上

当社名義にならなかつたので、貴殿等の協力を得て一旦は貴殿等の共有名義になし、其の後当社名義になしたことに相違ありません。つまり、当社名義にする手続にもう移っているという一つの証明であります。あなた方四人の名前にしたけれども、実は佐川のものだということを確認させているわけです。

そして、それだけではないのであります。それだけではなくて、次の資料④の土地使用契約書を見ていただきますと、佐川急便がこういうグラウンドをつくって、その使用契約書をどういう形で結んでおるかといふと、黒く消してある甲というのが四人の農民の方、そして石和町を乙として、山梨佐川急便を丙としてこのグラウンドの使用契約を結んでおります。特に注意して見ていただきたいのは、第二条の二に、この使用期間は第一項で十年としますが、土地所有権が丙、つまり山梨佐川急便に移転後においても有効とする。つまり、公然と土地の所有権移転をそのうちにやりますよと、佐川ははっきり言っているわけであります。

そして、それだけではありません。それだけではなくて、第五条でこの使用許可業務を石和町が行うということになって、公的表をしていっているわけでありますけれども、しかし、実際は山梨佐川急便、つまり丙がこの土地については全面的な管理をするということを第六条で確認をさせるわけであります。ですから、言ってみればまさに山梨佐川急便はいつでもこの運動場用地に、約束の期限が済んだら倉庫を建てようが、車両置き場にしようが、何しようが、何でもできるという構えであるということであります。

こういう四人の農民の名前をいわばかたつて、この第一種優良農振地域の農地をこのようにして佐川急便が手に入れるという、そのこと自体、私は重大な農地関係諸法の潜脱行為であり、まさに許されない違法な土地取得行為だと思ひますが、これについて、農水省は農地をしつかり守る立場で、農地法を厳格に守る立場からどうお考えです

か。

○説明員(上木嘉郎君) かつて第二次農業構造改善事業によつて造成整備された農地が、現在スポーツ広場として利用されているという状況になつてきていることにつきましては、その後の構造改善事業実施後の情勢の変化がどういふものであつたのか、あるいはそういう使用に至つた経緯といふのはどういふものであつたのか、私もその辺のところを現段階ではつまびらかにいたしておりません。現在広場として利用されている事実そのものを見ますと、農業の振興のために投資をやつてきたものでございまして、非常に寂しい残念な気がいたしますが、そういう広場としての使用に至りました事実関係につきましては、現在、県におきましては調査中と、こう承知しております。調査結果を待ちまして適切な対処をするように指導してまいりたい、こういうふうにご考へております。

○橋本教君 私指摘したのは運動場広場として使用している経過というより、むしろ佐川がこういうやり方で所有権を取得したというそのことを徹底究明すべきだということ、その点も視念に置いて厳格な調査をするということは約束しますか。

○説明員(上木嘉郎君) 今御指摘の点につきましては、調査の中で明らかにするよう努力をしてみたいと思つております。

○橋本教君 悪質なのは、運動場広場用地にするというのがその後の経過でどういふ程度のことじやないんです。事実を調べてみますと、佐川急便はこの土地を、優良な農地であつたのを、宅地化仕事を昭和五十七年秋ごろから強行するんです。それは農地をつぶすという大変なことですから、石和町の農業委員会はやめろと警告しました。石和町の農民もそんなことを許すわけにいかぬじやないかというので、石和町農業委員の皆さんと一緒に県に、山梨県農地開発公社を含めて抗議に行つて、直ちにこれをやめさせよと抗議しました。これが昭和五十七年秋のことです。

ところが、県は全然何の対応もしない、公社も何の対応もしない。

そこで、農水省に伺いますが、本来なら農地が目の前で何の許可手続もなしに、あるいはさつきあなたがおっしゃつた農振地域から外すというよな手続もなしに目の前でつぶされるという状況があるならば、直ちにその仕事を中止させる、そういう措置をとるべきである。そして、それを中止しなければ、農地法に基づいて罰則の制裁、懲役三年以下があるわけですから、これに基づいて告発するなり違法行為を取り締まる措置をするのが私は行政のすべき措置だと思ひますが、どうですか。

○説明員(上木嘉郎君) ただいま御指摘の点につきましては、農地法の遵守助行という観点から、そういう事実が明らかになれば工事の中止を勧告をするというところは必要な措置だと思ひますし、また、それでおかつその勧告に従わない場合には工事中止命令を法律に基づきまして発するといふことも必要な措置だと、一般論としてそういうことが言えようかと思ひます。

ただ、事実関係については私もつまびらかにいたしておりませんので、その点について本件がまさにそういう事態であつたかどうかということに即した判断というのが当然別途なされるべきではないかと思ひます。

○橋本教君 実際は県も開発公社も何の措置もとらなかつたから、工事は強行されてこのようなグラウンドになつていふんです。佐川がどうしてこんなむちゃくちゃなことが山梨でできるのかということが問題なんです。

それで、佐川急便が山梨で一体どういふ状況かということ調べてみますと、運輸省に聞きますが、道路運送法違反で処分をされたことがある、いつですか、どういふ処分ですか。

○説明員(石井幸男君) お答えいたします。山梨佐川急便に対しては昭和六十二年五月二十九日付で二十日車、一日一両車をとめますと一日車と申しますが、二十日車の事業用車両の使

用停止処分を行つてございます。これは、当時特別監査を佐川グループに対して行ひまして、その結果、山梨佐川急便におきましては運転者の過勞防止に関する措置が不適切であつたとか、あるいは乗務記録が事実に基づいてなされていなかったとか、幾つかの点が発見されたことによるものでございます。

○橋本教君 もう一つ運輸省に伺ひます。この山梨佐川急便が甲東運輸から免許譲渡を受けて買取をしたのが昭和五十三年末であつたのですが、昭和五十三年の保有台数は十九両です。ところが、平成二年度には百十両に急激に増車の認可がふえている。この数字は間違いありませんか。

○説明員(石井幸男君) 委員御指摘のとおりでございます。

○橋本教君 今言つた六十二年に処分があつたときはその年度末で前年度の七十五両から八十三両にふえ、六十三年には九十三両にふえておる、これは運輸省の資料です。間違いありませんか。

○説明員(石井幸男君) 間違いございません。

○橋本教君 このような処分を受けながらほとんど車両の認可が進められていつて、そういう認可を受けて山梨佐川急便は今や山梨県下で最大の大手運送会社に実をなつておるわけです。

そういうような山梨佐川が、今私が指摘したように、元来この土地は中央道のインターチェンジが八代町の近くにできるという構想があつたといふことから、その付近に土地を得たいという思惑もあつて土地の買取にかつたことと我々の調査では聞いております。本来なら手に入るべきでない土地を四人の農家の方に名をかりて、農民は私は犠牲者だと思ひますが、こういうことをやつていふ。これ普通じやできないですよ。そして、その結果、現在どうなつていふかということにも問題があつて、この土地は正式の県知事の転用許可や地目変更等の手続一切なしにして、資料の①②の地目のあるところを見ただけですとわかりませんが、昭和六十一年八月五日付で国土法に基づ

国土調査による結果として雑種地に地目が変更されておるのであります。

つまり、わかりやすく言いかえますと、農地を農地以外の土地に事実上強行突破をして転用して、正式の許可も何にも受けないのにならなって、先ほども言いましたが、農振地域から昭和六十年に解除をし、国土調査によって雑種地ということに地目を認定してもらって、今や公然と運動場として使われ、そしてこの契約が済んだら、いつ売ろうがあるいは何を建てようが自由という、そういう土地に仕上げてしまつた。まさに違法行為の追認をやっておるわけでありませう。こういうことを県も開発公社も百も二百も承知の上でやつたとしたならば、これはまさに重大な疑惑のあることではないのかという問題であります。

佐川がこの土地を買取にかつたときに、公然と買えないということから四人の農民に協力を求めに行つた。その協力を求めに行つたのは、私どもの調査では当時八代町の公明党の町会議員の方が奔走された。この方にも私も調査をいたしました。事実をはつきりしております。

そしてもう一つ、山梨に株式会社甲斐延運輸という会社がありまして、その社長は宮川という方ですが、この方も四人の農民の方に町の発展になるからということで説得して奔走してこれを買寄せた。この甲斐延運輸は、今私が指摘した宅地化工事を山梨佐川から請け負つて強行した会社なのであります。そして、この宮川さんという人は地元の中尾栄一代議士の後援会長をしていられる方です。

そして、もう一つの人脈をたどつてみますと、当時山梨農地開発公社の監事であつた日原政秀という方があつて、県の出納長から開発公社の監事になつておられた方でありませうが、この方は今何をしておられるか調べてみますと、政治団体山梨ふるさと政治連盟、代表は金丸信さん、この会計責任者をしておられる。いろんなところで政治家との糸が見えてくるわけでありませう。そこで、この問題については農水省は調査をす

るといふことでありますが、なぜこのような無法な農地取得が佐川が可能になつたのか、そこで政治家やあるいは政界工作といふものが行われたのか行われなかつたのかという問題について、私は重大な疑惑がある、こう見ておるわけでありませう。こういった経過について、今東京佐川急便の渡辺、早乙女氏等を取り調べ、一部起訴したわけでありませうが、その東京佐川急便と密接なかわりがあるこの会社の問題について、この点も視野に入れて私は徹底解明のために調査をすべきであると思つておるわけでありませう。

そして一つの事実を申し上げますと、私どもの調査では、この四人の農民の名で佐川が開発公社から土地を買取代金約一億円、この代金は東京から早乙女常務がみずから運んできて、そして八代農協に振り込んで支払つたといふ事実も我々の調査で明白になつておるわけでありませう。

こういうところで、私はこの佐川急便をめぐる疑惑の一つの重要な問題として山梨問題を取り上げました。こういったことについて、単なる農地法違反というだけではなくて、そしてまた運輸行政上の監督というだけではなくて、今の佐川急便と政界とのかわりを含む重要な疑惑として、私は法務省としてもこの点に重大な関心を持って調査をしようと思つておるわけでありませうが、刑事局長、法務大臣の考えはどうか。

○政府委員(濱邦久君) 今橋本委員がいろいろ御指摘になられた事実関係をも含めまして、国会において御議論のある事柄あるいはマスコミ等で報道されている事柄、これらの事柄についてはもとより検察当局においても十分これを承知しておるというふうな思つておるわけでありませう。

東京地検におきまして東京佐川急便株式会社をめぐる事件につきましては、これはもう改めてここで申し上げるまでもなく委員十分御承知と思ひますけれども、去る三月六日に東京佐川急便株式会社の前代表者ほか三名を特別背任罪により東京地方裁判所に公判請求したところでありませう。現在、東京地検におきまして、この公訴提起をした

事件の公訴維持あるいは昨年八月に告訴を受理しております特別背任の事実等につきましてなお捜査を続けているというふうな承知をいたしておるわけでありませう。

○橋本委員 ちよつと最後聞き取りにかつたんですが、起訴したといふ事実の公判維持のための調査はもちろんでありますが、告訴された特別背任その他の問題についても引き続き捜査を続行しておる、したがつて、その捜査の結果によつては追起訴といふことで事実を解明していくということももちろんあり得ると、どう伺つていいわけですか。

○政府委員(濱邦久君) 先ほど私申し上げた言葉が少しあるいは不明確だったかもしれないけれども、もう一度後半部分のところを申し上げますけれども、三月六日に公訴提起をいたしました事実についての公訴の維持に当たるとはもちろんでございませうが、さらには昨年八月に実は告訴を受理しております特別背任の事実もございませう。これらの点を含めて現在捜査を続けているというふうな聞いておるわけでありませう。

○橋本委員 時間がありませんであつた、二問ですけれども、今後の捜査については、きょう私山梨佐川を中心の問題を提起したんですが、先ほど刑事局長おっしゃつたように、国会での論議あるいは各報道で言われているようなこともいろいろと関心を寄せながら、莫大な金の流れ、言われどおりです政界へのルート、暴力団へのルート、こういったことも含めて検察庁としてはやるべき厳正な調査はこれはやり抜くという決意だと思つてよろしいですか。

○政府委員(濱邦久君) もちろん今橋本委員おっしゃいましたように、検察当局におきましては、犯罪に当たる事実があると思ひます場合には適時適切な捜査をして厳正に事件を処理するといふふうな考えでございませう。

○橋本委員 最後に、農水省にもう一点伺ひます。資料の一番最後の⑤-3を見ていただきたい。山梨佐川急便の営業所のある東京佐川急便所有の土地について農林中央金庫は、它から四まで合計

いたしまして十六億円の根拠による融資をしていられるわけでありませう。農林中央金庫の融資がこれは法律の乱用だと思つておられますが、その点はもうおきまして、一番最後を見てくださる、農林中央金庫がした三億円の融資、平成三年九月二十七日です。今刑事局長がおっしゃつた告訴があり、渡辺が解任をされて記者会見をして、新しい社長が就任をして、佐川急便の疑惑が大きく湧き上がつた、その直後にまた三億円も農林中央金庫もあろうものが佐川に融資をしておる。

一体何事か。こういう佐川に対する融資が何に使われたか。暴力団への融資に流れていったかもしれない、あるいは平和堂グループやあるいはその他株の仕手戦に流れていったかもしれない。佐川急便のこういった状況から見ると、農林中央金庫がいやしくもこういう会社に融資をするといふことは適切さを欠くが、とりわけ事態が覚悟をした以後もおかつ三億円も融資をするといふこういう姿勢は、これは厳しくチェックされねばならぬといふように思つておるわけでありませう。この点についてはもう時間がありませんから議論をいたしません。が、指摘をして私の質問を終わります。

○紀平委員 大臣所信に基づいて御質問を申し上げます前に、法務省に午前中から午後にかけて同僚議員がそれぞれ申されたことではございませうけれども、共和疑獄の国会証人喚問に際しまして法務省幹部の皆様が、名目はともかくとして、喚問に否定的な御意見をそれぞれ組織的になされたことについてはまことに遺憾なことだと思ひます。このようなことは国会軽視ということにもおちろんなりますけれども、国民に対するやはり不信をますます助長させたといふふうなことにつながると思ひますので、一言申し上げておきます。納得できることではないと思ひます。

さて、大臣所信に基づいて御質問を申し上げますが、大臣所信の中にパウル経済の崩壊に伴い、脱税、株式相場の不法操作、公務員の潰職事件などが相次いで発覚したとありますけれども、この

中には銀行、証券会社に絡む事件など、国民がただでさえ政治不信を持っております上に日本経済のシステムに対する信頼を大きく失わせるに至った大きな事件が当然含まれると考えます。

こうした事件が発生しました原因、背景、法務大臣はどんな御認識でこれに対処していらっしゃいますか。また、再発防止のため、先ほど中野委員の御質問と重なるところがあるかもしれませんが、それ以外にも、どんな対策をお持ちか、簡単に結構でございますので、法務省として大臣にお伺いをしたいというふうに思います。

○國務大臣(田原隆吉) お答えします。

御指摘のような事犯は、近年における飛躍的な経済の発展と国民の生活水準の向上に伴い一部の国民の意識の中に醸成されつつあるやに懸念される物質万能、金もうけ主義の風潮等を反映しているかと思いますが、これらの事犯の再発防止については法令の改正を検討するなどそれぞれ所管の省庁で種々対策を講じておられるところと承知している、法務省としてもこれら各省と密接に連絡をとり、各種取り締まり法令の立案作業に協力してきたところであり、健全かつ公正な経済活動を侵害するような経済関係事犯に対する時宜を得た摘発、説明の重要性にも思いをいたし、今後とも必要な対策を各省庁連携のもとに進めてまいりたいと考えております。

○政府委員(濱邦久君) 今大臣がお答えになられたとおりでございます。さらに事務当局の方から具体的に例えはどのようなことかという点についてお答えを申し上げたいと思うわけでございまして、今、委員御指摘のこういう最近の事件を見ておきますと、これはやはり例えは法人等の社会経済活動が個人の活動範囲をはるかに超えて、国民生活上も多大な影響力を持つに至っており、その法人等の業務活動に伴って惹起される犯罪が極めて多発しているというふうに思われるわけでございます。そういう犯罪をいかに防止するかということが現下の大きな社会的関心事にもなっているというふうに思っております。

そういう観点から、法人に係る刑事罰を強化するというようなことも一つの方法として考えていかねばならないことであるというところで、例えば法務省が個々の罰則法令の改正等の協議に当たりましてはそういう観点から刑事罰の見直し等も含めて検討していきたいというふうに思っているわけでございます。

○紀平悌子君 さまざまな事犯をそれぞれ見ますのに、これらの事犯というものはかなり長期間にわたって行われてきたものというふうに見られます。パブルの崩壊を確かに機縁として発覚したわけなんです。検査当局としてはこれらの犯罪はパブル経済の盛んな時点である程度把握をされていたのではないのでしょうか。特に巨額の資金移動などを捜査の糸口としてもう少し早期に取り締まりをすべきだったのではないかと思います。その点が非常に気になります。いかがでしょうか。

佐川急便も、今お話がごもごもございました。その点で簡単にいたしますけれども、金融機関から四百三十億円などを借り入れる一方で、平和堂の名で不動産売買に三百億円近く、株の仕手戦で三百億、さらに境界へ合計数百億円あるいは一千億、百三十人余りに流されたという過去の疑獄事件を質的、量的に大きく上回っております。この事件についても国民は断片的な報道しか与えられておりません。一日も早く事件の全面解明というのを国民にお示しいただきたいと思っております。これは法務大臣もあわせお答えをいただきますと思っております。

○政府委員(濱邦久君) ただいまの委員の御質問に対するお答えになるかどうかわかりませんが、一般的に申し上げて、最近の犯罪は、よく言われますように、悪質化あるいは巧妙化してきています。この犯罪捜査の端緒というものが極めて得られにくくなっているというところは一般に言えるのではないかと申します。犯罪が極めて潜在化しているか、逆にかみにくくなっているか、この犯罪捜査の端緒をつかむというところが一般的に言える

のではないかと申すわけでございます。例えば、詐欺事件、横領事件等の捜査をしていく過程で別のそれに伏在している大きな犯罪の捜査の端緒をつかむということもよくあることでございまして、いずれにしましても、今、委員御指摘のように、もつと前からあつたはずの犯罪の検査、摘発が時期的に遅いのではないかと御指摘の点につきましまして、今申し上げましたように、検査当局を含めまして捜査機関におきましては犯罪の嫌疑があると思料する場合には適時適切に捜査を行うわけでございまして、なかなか犯罪捜査の端緒を得にくくなっているという点もひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

○國務大臣(田原隆吉) ただいまの刑事局長の答弁ではほとんど尽きておられると思っております。佐川急便のことが出ましたので、私に佐川急便のことについてどう思うかという御質問でございます。

私は、現在東京地検で捜査中でございます。余り感想を述べるとは差し控えた方がよいと思っております。ただ、検査は一般に厳正、公平、不偏不党の立場から犯罪の嫌疑がある場合には適時適切に捜査を遂げていくものと思っております。また公訴を提起した事件についてはその公訴の維持に万全を尽くすものと思つて、こういうふうにお申し上げるわけでありませぬ。

○紀平悌子君 重ねて大臣、法務省にお伺いします。今、非常に横領事犯も巧妙、悪質になったという点にかけて伺つていいと思つておられます。比較的早くから行われている実質的な違法献金の方法がございまして、議員の私設秘書、運転手、職員などの月給、雇用保険などを企業が丸抱えして負担する方法、こういうこともございまして、こういう手段はどんな法規に触れるというふうにお考えになつていらつしやいますか。政規法ですとか所得税法、この辺のことまではわかるんですけども、どういふ法規に触れますでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 今、委員御指摘のように、法務当局からどういふ法規違反になるかどうかという点を申し上げる立場にはないかと思つておられます。これは捜査機関が法律に定められた手続に基づいて証拠を収集いたしました。その収集した証拠に基づいて具体的事実を確定し、その確定した事実について初めて今申しましたように刑罰法令に触れるかどうかということをお判断するわけでございまして、法務当局としては現段階ではそれ以上のことはちよつとお答えいたしかねるかと思つておられます。

○國務大臣(田原隆吉) 刑事局長の答弁に尽きると申すわけでありませぬ。法務省がすべての法規について法規違反の有無を論ずる立場にないと思つておられます。刑事局長の答弁で御判断いただきたいと思つておられます。

○紀平悌子君 もう少し突つ込んだお答えもいただきたくつたので、検査当局が国民の信頼に足る姿勢を示すということは本当に今を以てないといふほどいろいろなケースが一斉に芽を出してきているわけですね。三年ごと五年ごとにこういったケースが出ますけれども、今度のはかつてのロッキード、グラマンあるいはリクルートにも倍増するいろいろな中央だけでなく地方自治体にもかかる問題だと思つておられます。その御決意を一言、何とか巧妙かつ悪質というところに対処する何らかのやほり御姿勢を示していただきたい。一言で結構でございます。

○政府委員(濱邦久君) きょうの午前中からいろいろ御質疑をいただいておりますが、その前提として大臣から所信表明がございまして、その中でも申し上げておられます。検査態勢

の一層の充実強化ということは、これはとりもなおさず、犯罪の嫌疑が認められる事実については時を置かず適時適切に捜査を遂げて厳正に事件を処理する、そのための檢察態勢の充実強化であるというふうにご理解いただきたいと思います。

○紀平梯子君 じゃ少し先を急ぎますので、この件はこの辺で一応終わらせていただきたいと思えますけれども、出入国管理体制の充実強化の面に關して御質問申し上げます。

新東京国際空港の二期施設、関西空港完成はそれぞれいつごろで、どれほどの業務量の増加が予想されますでしょうか。また、それらの対応は何かを考えておられるか御説明をいただきたいと思えます。

さらに、不法入国者、就労者について過去三年間の実態、これは簡略で結構でございますので御説明いただきたいと思えます。

○政府委員(高橋雅二君) 新東京国際空港の第二期旅客ターミナルビルの供用開始時期につきましては平成四年十二月ごろと予定されておりましたが、これに対応する人員等の手当てについては平成四年度の子算案において行っているわけでございますが、第二期工事全体の完成時期ということになりますと現段階において私どもとしては確として承知してないところでございます。また、関西国際空港の完成時期は運輸省の発表によれば平成六年夏ごろというふうになっております。

これらに伴う両空港の業務量増につきまして、乗り入れ便数等が明らかにされてないため現時点で予測することは困難な状況でございます。両空港の開港等に当たっては関係省庁の御理解と御協力を得て施設の整備、要員確保等、所要の体制整備を図るため努力してまいる所存でございます。

それから、お尋ねの不法入国者数及び不法就労者数についての最近三年間の実態というお尋ねでございます。

簡単に申し上げますと、昭和六十三年に摘発い

たしました不法入国者等入管法違反者は一万七千八百五十四人でございまして、そのうち不法就労者は一万四千三百四十四人、不法就労者の国籍別順でいきますと、フィリピン五千三百八十八人、次いでパングラデシュ、パキスタンとなっております。平成元年に摘発いたしました不法入国者等入管法違反者は二万二千六百二十六人で、そのうち不法就労者は一万六千六百八十八人、不法就労者の国籍別順でいきますと、フィリピンが三千七百四十人、次いでパキスタン、韓国となっております。平成二年に摘発いたしました不法入国者等入管法違反者について申しますと、三万六千二百六十四人となっております。そのうち不法就労者は二万九千八百八十四人、その国籍別順で言いますと、パングラデシュ五千九百二十五人、次いで韓国、マレーシアとなっております。平成三年につきましてはまだ全体の統計はございませんけれども、上半期、一月から六月までに摘発いたしました不法入国者等の入管法違反者について申し上げますと、六カ月で一萬三千六百六十八人、そのうち不法就労者は一萬二千二百六十五名、不法就労者の国籍別としては、韓国、イラン、フィリピン、こうなっております。

これら不法就労者の職種は、男性のほぼ八割が建設作業員、工員、女性の約半数がホステスとして稼働しておりますけれども、近年男女とも雑用、飲食店従業員等に及び、職種が多様化する傾向がうかがわれるというのが実態でございます。

○紀平梯子君 伺っておりますが、ふえこそすれ減ることはないというふうなデータが両三年でも出ておるようでございますし、私ども日々見聞しますその実態としても、不法就労者あるいは不法入国者でホームレスその他目に余る状況は日に日に増してきていると思えます。

この法律ができたのが三年前でございますが、平成元年、私法務委員にならせていただいたから初めての法案審議でございましたので非常に印象の深いところでございましたが、さまざま議論がございました。参考人の御意見もさまざま

したけれども反対の御意見もございました。しかし、これは開かれた入管行政ということで法務省の御意見が通ったわけでございますけれども、不法入国者あるいは就労者の数が今後、中小零細企業の方の動向を見ましても人手不足、三K労働などに日本の若い人がつかないというようなことで、ますます国内の労働力不足に対するニーズも増してくるという中でどのようにコントロールされていかれるでしょうか。

それで、基本計画というのを法務省一省でなく、法務省が中心になって外務省その他各省間で基本計画というのをおつくりになるということが先々々大臣から二代にわたりましたこの委員会で御質問を申し上げて、お約束がございましたけれども、法務省内の先ほどの事務的な打ち合わせ、検討委員会ですか、その話はちらっと伺いましたけれども、基本的な方向としてどういうふうになつておりますか。そして、大臣はそのころの大臣ではいらつしやいませんでしたけれども、今の改正出入国管理法についてのコメントというか、御意見を承りたいと思えます。

○政府委員(高橋雅二君) 改正入管法の施行後も、今御指摘のとおり、不法入国者等入管法違反者が増加傾向にございまして、非常に遺憾なことでございまして、今後とも厳格な上陸審査、改正入管法で新設されました不法就労助長罪の積極的運用、それから警察等関係機関との連携による摘発活動等効果的な対策を進めていきたいと思っております。

それから、先生が御指摘になりました基本計画でございますが、改正入管法に基づきまして法務大臣が入国、在留に関する施策の基本となるべき出入国管理基本計画を関係機関の長と協議の上、策定、公表すべき旨定めてございます。それに従いまして関係省庁と今協議して、基本的な事項を盛った計画を策定して公表を進める段階にございます。

局長が申しましたように、法律は改正されましたが増加傾向にあることは事実でございます。これはもう大変なことでありまして、上陸審査、いわゆる入り口の問題でまず厳格な審査をし、その他この法律で新たに設けられたいろいろな規定を適用しながら、厳格な運用によってできるだけそういう増加を抑えていく、むしろ減少する方向に持っていかなければならぬ、そういうふうな思っております。

○紀平梯子君 お言葉を返すようで申しわけございませんが、厳格な審査その他はやっておられると思えますし、今後もおやりになると思えます。ただ、とうとうとしてそういった不法就労あるいは正規の滞在でない外国人がふえていくという事実、これは法律とかそれから厳格にやるということでは抑えられないものがございます。そういうことを含めての基本的な対策というものをどうなさいますかいろいろと御検討いただきたい。これは希望をいたすことでお返事はよろしゅうございまして。——お返事いただけますか。

○政府委員(高橋雅二君) 不法滞在がふえ、不法就労がふえるということは、我が国の健全な社会の発展にとりまして、また国際的にも好ましいことではございませんので、これはできるだけ減らしていくという基本的な方針のもとに各種の政策的努力をしていきたいと思っております。

特に法務省入国管理局といたしましては、まず不法就労を目的とする外国人の入国を未然に水際で防止するというところで、査証発給の事務の厳格化ということにつきまして外務省の協力を得ているところでございますが、特に不法就労に流れやすい観光目的の短期滞在、そういう人たちの上陸審査に当たっては旅券査証の偽変造の有無、入国目的の真偽等を確認するなど、厳格な審査を実施しておるところでございます。コンピュータの前にそういう経歴のあるような人たちのデータを入れまして、これが日本各地の主要な港でオンラインでチェックできるようにする、そういう体制も今とっております。



それから、中に入ってきた時点におきましては、不法就労者の積極的な摘発を、これはいろいろな関係機関と共同して協力を得て、摘発を通じて不法入国の防止をさらに図っていきたくと考えております。

なお、入国するほとんどの外国人、多くの人は不法就労の目的ではなく正当な目的で来られる方でございますので、厳格な審査はやりまされども、そういうまじめな善意の人たちに不愉快な念を与えないように、またそちらの方面にも気を配りながらやらなきゃいけないというふうにご意見を伺っています。

○国務大臣(田原隆君) 高橋局長の答弁でよかったのですが、私も、確かに入管局を持つた省でありますから非常に大きい責任を持つておりますけれども、これは法務省だけで解決できる問題ではありませんので、各省と協議しながらということが必要だろうと思っております。

というのは、不法就労が発生する原因を調べてみると、近隣アジア諸国との経済格差による出稼ぎ志向とか一部産業の人手不足感からくる、悪い言葉かもしれませんが、安価な労働力を得ようとする俗に言ううまみ感とか、そのほか近隣アジア諸国で雇用の機会が少ないために求めてくるのか、いろんなことがありますから、そのほかブローカーの問題もございまして、すべてにわたってやはり解決していかなければ取り締まりだけでは解決しない問題だろうと思っておりますので、その辺やはり各省庁と手を組んでやっていきたいと思っております。

○紀平悌子君 国際的な開かれた入管行政というのはいろいろなところがございましてけれども、私などはやはり労働市場の自由化、それは全面的に開けという日本の労働事情というものを根底から覆すというふうなことでなく、二国間協定などでいわゆる単純労働と言われる方々もあるルートを決めて交流した方がいんじゃないかというふうな考えを持っておりますので、これは法務省に伺うことではないかと思っておりますけれども、その

点もあわせ御考慮をいただきたいというふうな思っております。そういうことがやはり国際的にも要求をされるという時期になってきていると思っておりますので、それで各省間の基本的な計画というのは今こそなさっていただきたいなというふうな思っております。

外国人労働者に対してやはり取り締まるということか、入管というのはどうしても取り締まるということになるんですが、日本に入ってきたらの方は皆さんこれはどういう形で入っていらした方は、人である、人間であるということに変わりはございません。ですから、その意味において仮に不法滞在の方々であっても、なかなか対応する警察のお役目というものは難しいものがあると思っております。審議の過程でいわゆる外国人の方々に対する対策の一つとして、マニュアルを警察の方でおつくりになっていただくことがあったと思っております。その後そういった面でもどんなふうな御進展があるか、伺わせていただきたいと思っております。

○説明員(奥村高壽雄君) 在日外国人がふえておりますことに伴いまして、一線の警察署に外国人が来られてこれに警察署の方が対応するという例がふえておりますけれども、警察といたしましてはその対応の適正を期するためにいろんな方策を講じているところでございます。

具体的には、今お話がありましたように、困り事相談とか、事件、事故等の届け出等で警察署へ来られる外国人のために各国の言語、例えばまあ三十カ国以上の言語で書かれた用件確認用の冊子、これをつくりましたし、それから交通ルールを外国語で解説をいたしました冊子等を作成をしております。それからまた、外国人を対象とした交通事故防止のための研修会といったものも警察署によりましては開催をしているところでございます。

○紀平悌子君 次に、人権擁護行政についてお伺いしたいと思います。時間があと八分ぐらいしかございませんので、それ以内の中で、まだたくさん伺いたいことがあるんですが、お答えいただく

皆様方も、恐縮ですが簡潔にどうぞわかるように教えていただきたいと思っております。

第一点は、大臣の所信の中に人権侵犯の事件で被害者を救済するというお言葉がございまして、この被害者を救済するということは具体的にどういうふうなごことか。まず、救済の実態というか、それをお伺いしたいと思っております。これはとても長くお話ししますので、次のを続けてちょっと伺ってしまいたいと思っております。

次に、子供の問題です。子供をめぐるいじめとか体罰、それからチャイルドアビューズ、これは近親者というより親権者による児童虐待の問題が日本でも随分出てきているようにございまして。法務省はこの問題についてどのように対応されるか、その人権被害者を救うということ、なかなかこれは難しい問題でございまして、なかなかお伺いしたいと思っております。

それから、これはいじめの原因としては、子供たちになたまったいろいろな意味でのストレスが原因になっているとも考えられますけれども、法務省が文部省とこのことについて協議を重ねられておられますでしょうか。また、なさったとすればどのようなお話し合いになりましたか、続けて伺いたいと思っております。

○政府委員(榎田省三君) 人権擁護機関による被害者の救済と申しますのは、司法機関、あるいはその他の行政機関のように強制力によって具体的権利の存否を公権的に確定したり、あるいは権利の実現を図るといようなものではなくて、専ら具体的な事件の調査、処理を通じて、加害者等を十分に説得した上で、現に侵害が行われているときにはそれを自主的に排除させ、既に侵害が終わっているときには加害者に強く反省を求めるとともに、将来の再発を防止させ、それを通じて個別的に人権思想を啓発する、そういうことでございまして。したがって、その処置は、加害者の責任追及というよりも啓発という点に重点が置かれていて、そういうことで行っております。したがって、強制力を伴った処置が必要なものにつ

きましては、やはり司法機関、あるいはその他の強制権限を持った行政機関による救済方法が講じられるべきであるというふうにご考えております。それから次に、子供をめぐるいじめ、体罰の問題ですけれども、いじめ、体罰の問題は心身ともに健全に育成されるべき児童生徒の人権擁護にかかわる重大な問題でございまして、法務省の人権擁護機関といたしましてもこの問題の解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと思っております。

特に、昭和六十年以降いじめの問題を重要な人権問題として取り上げ、そのために啓発活動を展開してきたわけでございますが、具体的な事案につきましても、人権相談あるいは人権侵犯事件として対処しているところでございまして。

また、親権者による児童の虐待につきましては、いじめや体罰と同様に、やはり児童の人権擁護上看過できない問題でございまして、法務省の人権擁護機関としては積極的にこれを取り上げ、親権者等に対して人権尊重の意識を広めるとともに、その解決に努力をしているところでございまして。

それから、いじめの原因の解明の問題でございまして、いじめの問題は、学校教育を初め家庭での子供の教育、あるいは社会環境などが複雑に絡み合っている問題でございまして、その解決のためには家庭や学校、教育委員会、警察等関係機関との緊密な連携をとって対応する必要があります。その上で、いじめの問題の解決のために人権擁護機関としてはこれらの関係機関と協力しながら問題解決に取り組んでいるところでございまして、いじめの原因の解明というそれだけに止まらずに特に文部省と協議をしているというふうなところでございまして。

○紀平悌子君 子供の問題をもう少しお伺いしたいんですけれども、時間も参りましたので、最後の一つ前でございますが、お年寄りの人権問題にこれは非常に大事な問題が生じていると思っておりますのでお伺いいたします。

高齢化社会の中でのお年寄りの人権というのは、さまざまな福祉あるいは医療の面での充実、それからお年寄りの生きがいの問題もございませうけれども、それとまた全く違う被害にお遭いになるということが具体的に続発しているように思われます。特にお年寄りの資産をねらうての財産犯が著しくふえているように思われます。

特に、身近に身寄りのないお年寄りのところにいろいろな意図を持った方が入り込んで、そして甚大な被害に遭う。時には命まで奪われて、財産もだれがどこへあれしたかわからないということになっていくという事態が実は私の周辺にも二三ございまして、これはなかなか隣近所で物が申せるという状態でございませぬ。何か変だなどと思つてもどこへどう申し上げていいの。それも家の中へ入つての他人様の懐まで口は出せないと、そういういたたけもございませぬ。

ですから、お互い隣近所が地域として気をつけてあげるといふことももちろん基本的な問題として必要だと思ひますけれども、こういふお年寄り、特に老年期痴呆と言われるような、そういう高年齢者の権利をどうやって守っていくか、人権、特に生命、健康、財産ですね、そういうふうなことで格別のシステムをおつくりになる必要があるように思われます。法務省としてはどうお考えになつていらつしやるかといふことをぜひお伺ひしたい。

○政府委員(清水達君) 老人になられましてから判断能力が低下をするといふようなことで自分の財産が十分に管理ができない。その結果として財産をいばだまし取られるとか、そういうような現象が最近多くあらわれているといふようなことを私どももいろいろ新聞、雑誌等を通じて知つていくわけにございませぬ。

現在の民法の建前から申しますと、そういう判断能力、つまり法的に申しますと意思能力が十分ではないといふようなことになりまして、法律行為の無効取り消しといふような問題、あるいはさらにそれが進みますと、禁治産宣告とかあるいは

準禁治産宣告といふような制度によつて保護されるということも制度としてあるわけにございませぬ。それからまた、訪問販売法みたいないろいろな特別法でいわゆるクーリングオフの権利を認めるといふような形で、一応それなりに判断能力が十分でない人たちの法律行為についての権利の保護といふようなことが図られてはいるわけにございませぬ。

しかしながら、先生御指摘のように、そういうような個別の問題ではなく、高齢化社会といふものを迎へまして、一年をとつて十分に自分の財産を管理することができない、そういう人たちにいつの何か抜本的な法律制度を考えたらどうかという御意見、これがいわゆる成年者後見、後見制度といふのは未成年者について未成年者後見制度といふのがございませぬ、あるいは禁治産の宣告を受けた者につきまして後見制度があるわけにございませぬけれども、そういう現在の制度ではなくて、高齢になつた成年者についての後見制度といふようなものを考えたらどうかといふような御議論が最近学会の中でもされていくといふふうに私も承知しているわけにございませぬ。現に、諸外国におきまして、ドイツですと例えば一九九〇年に成年者世話法といふ成年者を世話をするといふ法律が民法の中に組み込まれて規定をされたといふようなことを聞いていくわけにございませぬ。

そういうような例もあるわけにございませぬけれども、より基本的にそういう老年者の権利、財産をどうやって保護するかといふことになりまして、単に法律をつくればいいといふことではございませぬ、じゃそういう老年になつた成年者にかつて、その人たちの権利を保護する任務に当たる具体的な人は一体どういふ人たちが充てられるべきなのか、あるいはそういう人たちが、いろいろな費用を伴うわけにございませぬけれども、そういう費用を一体だれが負担するのかといふような具体的な制度といふことになりまして非常に大きな問題があるわけにございませぬ。そういうような問題を含めて、そもそもこれは民法の面からのア

プローチといふことも当然必要かと思ひますけれども、福祉その他いろいろな社会政策立法といふようなものを絡めてやはり検討すべき問題ではないかなといふふうに私もは考えているわけにございませぬ。現段階においてまだそういうような成年者後見といふ言葉、これは学者の間で使われている言葉にございませぬけれども、そういうようなものを具体的に立法の検討課題とするといふ段階にはまだなつてはおりませぬけれども、私も似たましましても、それから民法の諸学者の間におかれまして、そういうような問題について最近関心が集まりつつあるといふ事実もございませぬので、私も似たましましても関心を持って見守つてまいりたい、こういうふうにご考慮している次第にございませぬ。

○紀平悌子君 ありがとうございます。  
○理事(中野鉄造君) 本日の調査はこの程度にとどめます。  
○理事(中野鉄造君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田原法務大臣。

○理事(中野鉄造君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。  
第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補の員数を七人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、一方において、地方裁判所における民事訴訟事件及び民事執行法に基づく執行事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判官以外の裁判所の職員を五十六人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十三人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十三人増加しようとするものであります。  
以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。  
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。  
○理事(中野鉄造君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後四時二十六分散会

二月二十八日日本委員会に左の案件が付託された。  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二三九号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四一号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二四四号)(第二四六号)(第二四七号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第二四九号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第二五〇号)(第二五一号)(第二六一号)(第二六四号)(第二六八号)(第二七二号)(第二七六号)(第二八〇号)(第二八五号)(第二八六号)  
一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第二九一号)(第二九二号)(第二九五号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三一六号)

執行事件の適正迅速な処理を図る等のため、裁判官以外の裁判所の職員を五十六人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十三人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十三人増加しようとするものであります。  
以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。  
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。  
○理事(中野鉄造君) 以上で趣旨説明の聴取は終了いたしました。  
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後四時二十六分散会

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三三三号)  
(第三二五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三七四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三七五号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三七七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第三八三号)  
一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第三八四号)

第二三九号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市港北区太尾町三四 伊藤美恵子 外九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二四一号 平成四年二月十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三通)

請願者 横浜市磯子区洋光台二ノ九ノ四〇 新美美知子 外二名

紹介議員 井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二四四号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府中央区玉造二ノ二四ノ二二 松浦悟郎 外三名

紹介議員 谷本 巖君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二四六号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 京都市伏見区向島二ノ丸町一五一

請願者 大阪府堺市神野町三丁九ノ一一 田中恵世 外六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二四七号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(二通)

請願者 大阪府北区野崎町八ノ一〇 小牧規子 外十三名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二四九号 平成四年二月十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二ノ一六ノ二三 清水清子 外一名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五〇号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 横浜市西区御所山町四七 菅原恵外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二五一号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市羽曳ヶ丘西一ノ五ノ四七 山田麻理 外十三名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二六一号 平成四年二月十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 京都市伏見区向島二ノ丸町一五一

ノ五八 高橋静子 外九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二六四号 平成四年二月十五日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府中央区法円坂一ノ五ノ四ノ一九 儀理百合子 外六名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二六八号 平成四年二月十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市松浦町六ノ五 井康博 外六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二七二号 平成四年二月十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府豊中市宮山町一ノ三 専修玲子 外九名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二七六号 平成四年二月十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 京都府城陽市久世下大谷八ノ四 中垣陽子 外二名

紹介議員 谷本 巖君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八〇号 平成四年二月十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(五通)

請願者 神奈川県相模原市松が枝町五ノ五ノ三〇三 竹下三枝子 外四名  
紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八五号 平成四年二月十八日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 埼玉県川口市本町一ノ一七ノ一ノ八〇四 外山照子 外九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二八六号 平成四年二月十八日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄新開一〇ノ一 三 今江武司 外九名

紹介議員 坂 正敏君

この請願の趣旨は、第三三三号と同じである。

第二九一号 平成四年二月十八日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区南荻窪一ノ一〇ノ八 藤原聖子 外一名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第二九二号 平成四年二月十八日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷北四ノ二八ノ一四ノ三〇三 富沢よし子

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二九五号 平成四年二月十八日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市港南区野庭町六二七ノ三八 三 藤沢俊子 外二名  
紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一六号 平成四年二月十八日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 横浜市瀬谷区東野二二ノ一二  
岡田昭 外四名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第三二三号 平成四年二月十九日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市常盤七ノ一九ノ一四  
栗原美恵子 外二名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二五号 平成四年二月十九日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(四通)  
請願者 東京都三鷹市井の頭一ノ一五ノ九  
中力好子 外三名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七四号 平成四年二月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市深津町三ノ一六 伊藤靖子 外十三名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第三七五号 平成四年二月二十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 横浜市港北区篠原町七ノ一七  
徳茂万知子

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三七七号 平成四年二月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 大阪府堺市金岡町二、一九九ノ三  
村井美奈子 外十三名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第三八三号 平成四年二月二十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願  
請願者 川崎市多摩区三田二ノ三、二九七  
菊地由美子 外二名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三八四号 平成四年二月二十日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町一ノ二  
五ノ一ノEノ二〇一 町田典子 外九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

三月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

- 一、民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、刑事補償法の一部を改正する法律案
- 一、少年の保護事件に係る補償に関する法律案

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案  
民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中 「四」訴訟の目的の価額が三百万円を超える部分  
その価額二十万円までごとに 千円

- 「四」訴訟の目的の価額その価額二十万円
- (五)訴訟の目的の価額その価額二十五万円
- (六)訴訟の目的の価額その価額百万円
- (七)訴訟の目的の価額その価額五百万円

が三百万円を超え千万円までの部分  
円までごとに 千円  
が千万円を超え一億円までの部分  
万円までごとに 千円  
が一億円を超え十億円までの部分  
までごとに 三千元  
が十億円を超える部分  
円までごとに 一万円

- 「四」基礎となる額が三百万円を超える額が三万円
- (五)基礎となる額が千円
- (六)基礎となる額が千円
- (七)基礎となる額が十億

別表第一の一三の項中 「四」基礎となる額が三百万円を超える部分  
その額二十万円までごとに 四百円

- (四)基礎となる額が三百万円を超える額が三万円
- (五)基礎となる額が千円
- (六)基礎となる額が千円
- (七)基礎となる額が十億

万円を超え千万円までの部分  
でごとに 四百円  
円を超え一億円までの部分  
までごとに 四百円  
円を超え十億円までの部分  
ごとに 千二百円  
円を超える部分  
でごとに 四千元

- (四)調停を求めその価額
- (五)調停を求めその価額
- (六)調停を求めその価額
- (七)調停を求めその価額

別表第一の一四の項中 「四」調停を求めその価額が三百万円を超える部分  
その価額二十万円までごとに 四百円

- (四)調停を求めその価額
- (五)調停を求めその価額
- (六)調停を求めその価額
- (七)調停を求めその価額

める事項の価額が三百万円を超え千万円までの部分額二十万円までごとに 四百円  
める事項の価額が千万円を超え一億円までの部分額二十五万円までごとに 四百円  
める事項の価額が一億円を超え十億円までの部分額百万円までごとに 千二百円  
める事項の価額が十億円を超える部分額五百万円までごとに 四千万円

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「九千四百円」を「一万二千五百円」に改め、同条第三項中「二千五百万円」を「三千万円」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

少年の保護事件に係る補償に関する法律案  
少年の保護事件に係る補償に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二章に定める少年の保護事件(以下「保護事件」という。)に関する手続において同法第三章第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由(以下「審判事由」という。)の存在が認められるに至らなかつた少年等に對し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。

(補償の要件)

第二条 少年法第二章に規定する保護事件を終結

に改める。

させるいづれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分付さない旨の判断がされた場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に關して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に對し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。

- 少年法の規定による同行、同法第十七条第一項第二号の措置(同法第十七条の二第一項又は第二十六條の二の規定による措置を含む。)又は同法第二十四條第一項第三号の保護処分(少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第十一條第四項、第五項若しくは第七項の規定による措置又は犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)第四十三條第一項若しくは第二項の規定による措置を含む。)に基づく身体の自由の拘束並びに犯罪者予防更生法の規定による引致及び留置
- 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による逮捕、拘留及び引引、同法第六十七條第一項(少年法第十四條第二項において準用する場合を含む。)又は刑事訴訟法第二百二十四條第二項の規定による留置並びに刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第二十六條に規定する外国がした抑留又は拘禁

2 審判事由の存在が認められないことにより少年法第二十七條の二第一項の規定による保護処

分の取消しの決定があつた場合において、当該決定を受けた者が前項各号に掲げる身体の自由の拘束又は同法第二十四條の二の規定による没取を受けたものであるときも、同項と同様とする。

(補償をしないことができる場合)

第三条 次の各号のいづれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、補償の全部又は一部をしないことができる。

- 本人が、家庭裁判所の調査若しくは審判又は捜査を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他審判事由があることの証拠を作ることにより、身体の自由の拘束を受け、又は没取を受けるに至つたと認められるとき
- 数個の審判事由のうちその一部のみの存在が認められない場合において、本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであつたとき、又は当該身体の自由の拘束がされなかつたとしたならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があつたと認められるとき
- 本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき

(補償の内容)

第四条 身体の自由の拘束による補償においては、その拘束の日数に応じて、刑事補償法第四條第一項に定める一日当たりの割合の範囲内で、相当と認められる額の補償金を交付する。

- 没取による補償においては、没取に係る物を返付し、これを返付することができないときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付する。
- (補償に関する決定)  
第五条 補償の要否及び補償の内容についての判断は、第二条に規定する決定をした家庭裁判所が、決定をもって行う。

2 前項の補償に関する決定は、第二条に規定する決定をした日から三十日以内にするように努めなければならない。

3 家庭裁判所は、第一項の補償に関する決定の告知をした日から十四日以内に本人からその変更をすべき旨の申出があつた場合において、相当と認めるときは、決定をもって、これを変更することができる。

(特別関係者に対する補償)

第六条 前条第一項の補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合において、その特別関係者(本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて本人の死亡の当時本人と生計を同じくしていたもの又はこれらの者以外の者であつて第二条に規定する決定の当時本人の保護者(少年法第二条第二項に規定する者をいう。)であつたものをいう。以下同じ。)から申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、国は、前条第一項の家庭裁判所の決定により、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができ

- 前項の場合において、二人以上の特別関係者に補償をするときは、これを等分する。ただし、等分することが相当でない認められる特別の事情があるときは、これと異なる配分を定めることができる。
- 第一項の申出は、本人が死亡した日から六十日以内になければならない。

(調査)

第七条 家庭裁判所は、補償に関する決定をするに当たつては、必要な調査を行い、又は家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。この場合における家庭裁判所の調査については、少年法第十四條、第十六條、第三十條及び第三十條の二の規定を準用する。

(補償の払渡し)

第八条 補償金の払渡し及び没取に係る物の返付(以下「補償の払渡し」という。)は、第五条第一項又は第六条第一項の決定をした家庭裁判所

が行う。

(準用)

第九条 刑事補償法第五条の規定はこの法律による補償と他の法律による損害賠償との関係について、同法第二十二條の規定は補償の払渡しについて、刑事訴訟法第五十五條第一項及び第三項の規定はこの法律に定める期間の計算について準用する。

(最高裁判所の規則)

第十条 この法律に定めるもののほか、決定の告知及び補償の払渡しの方法その他補償の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に第二条に規定する決定があつた保護事件に係る身体の自由の拘束又は没取については適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法等の一部改正) 2 次に掲げる法律の規定中、「昭和二十五年法律第一号」の下に「又は少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第...号)」を加え、「刑事訴訟法による抑留又は拘禁」を「刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二條第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束」に改める。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)第二十二條 二 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)第十二條

三月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇一号)(第四〇二号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四〇五号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四〇六号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一四号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四一〇号)(第四一六号)(第四一七号)(第四一八号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四四七号)

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(第四五一号)(第四五三号)

一、非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(第四五四号)

第四〇一号 平成四年二月二十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市西船橋一ノ五五ノ一

一 木下和子 外一名

紹介議員 清水 登子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四〇三号 平成四年二月二十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府柏原市大原二ノ二ノ三一

進藤清子 外四十一名

紹介議員 西川 深君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四〇五号 平成四年二月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 川崎市中原区下沼部一、九六二

佐藤伊佐雄

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四〇六号 平成四年二月二十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫伊丹市池尻三ノ三五 上原

貞子 外五名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四〇八号 平成四年二月二十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 兵庫加古川市神野町神野一、二

六六 三橋秀子 外九名

紹介議員 樺山 篤君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四〇九号 平成四年二月二十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府旭区大宮四ノ一〇ノ二七

山崎道春 外九名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四一四号 平成四年二月二十四日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願(三通)

請願者 大阪市東淀川区豊里二ノ一 大城

戸佳子 外二十九名

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四二〇号 平成四年二月二十五日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 川崎市中原区下沼部一、九六二

佐藤伊佐雄

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四三六号 平成四年二月二十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市東一ノ八ノ五一

中 條友輔 外一名

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四三七号 平成四年二月二十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願

請願者 青森市三内丸山九六ノ三 中野光

子 外二名

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四四一号 平成四年二月二十六日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市港南区野庭町六〇八ノ七六

七 永江民子

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第四四七号 平成四年二月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 千葉県市川市南八幡四ノ一四ノ七

ノ五〇一 染谷恭子 外六名

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第四五一号 平成四年二月二十七日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願

請願者 横浜市港南区丸山台三ノ二九ノ七

持田タカ子 外二名



紹介議員 小林 正君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四五三号 平成四年二月二十七日受理  
夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に関する請願(三通)

請願者 東京都中野区中央五ノ一二ノ四ノ一〇二 高橋守 外二名  
紹介議員 國弘 正雄君  
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四五四号 平成四年二月二十七日受理  
非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願  
請願者 神奈川県秦野市北矢名三三六ノ二 鎌倉美香 外九名  
紹介議員 國弘 正雄君  
この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

三月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月五日)  
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

第一号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	三	一	議長	議事
二	六	終わり	山崎事務総長	川崎事務総長
二	二	四	更正保護	更生保護





平成四年三月三十一日印刷

平成四年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局